

第六十五回国会 商工委員会 議 録 第十一号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 入田 貞義君

理事 浦野 幸男君 理事 進藤 一馬君

理事 橋口 隆君 理事 中村 重光君

理事 吉田 泰造君 理事 小村 利幸君

石井 一君 稲村 平二君

遠藤 三郎君 小川 晴夫君

神田 博君 木野 恵君

小峯 柳多君 左藤 伊平君

坂本三十次君 始岡 正男君

藤尾 正行君 前田 久就君

増岡 博之君 山田 利春君

石川 次夫君 岡田 忠久君

中谷 鉄也君 松平 武彦君

横山 利秋君 相沢 信人君

近江已記夫君 松尾 信人君

川端 文夫君

出席國務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員 通商産業政務次官 小宮山重四郎君

通商産業大臣 官 吉光 久君

委員外の出席者 外務省経済局局長 大蔵大臣官房審議官 大蔵大臣官房審議官 農林省農林経済局長 吉岡 裕君

通商産業省通商局長 室谷 文司君

通商産業省貿易振興局長 原山 義史君

通商産業省繊維雑貨局長 大石 敏朗君
通商産業省繊維雑貨局長 藤谷 興二君
通商産業省繊維雑貨局長 和田 裕君
通商産業省繊維雑貨局長 室長 室長 幸雄君

委員の異動

三月十六日

辞任

前田 正男君

同日

辞任

木野 晴夫君

補欠選任

前田 正男君

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

○八田委員長

りまして、このことにつきましては、広い視野から検討すべきであると思っておりますが、それとともに、国内産業に与える影響がきわめて大きなものがあるわけでありまして、各国におきましても、国際経済的な視野と、それからもう一つは、国内産業にショックを与えないという、この二つの大きな課題をどのように調整するかというところを努力いたしながら、この問題に取り組んでおるように思っております。

この法案の中に入ります前に、政府当局のこの特恵関税に対する考え方、これにつきましてお伺いいたしたものであります。

○小宮山政府委員 木野先生のおっしゃいますように、今回の特恵関税は、発展途上国に対する特恵供与という問題が、南北問題の解決にたいへん寄与するということはもちろんでございますし、またその国々に輸出あるいは所得を増大させて工業化を促進させる、そういう意味で先進国が一致して行なう経済上の経済協力としての意義を持っておりますし、先進国の一員としてわが国も国際的な責任があるということだと思っております。また特恵供与は、長期的には、発展途上国の経済成長を促進することによって、わが国の輸出拡大、わが国の産業構造の高度化にも結びつくものでございまして、これと前向きに取り組むことは、長期的に日本の国益に利するものと考えますけれども、しかし反面、この特恵供与によって与えられる中小企業の問題、これはたいへんなものがあるかと考えております。

中小企業の近代化ということはもちろんやらなければいけないし、また国際競争力に勝ち得るような体質にしなければいけない、そういうことは非常に重要なこととございすけれども、政府は従来から、いろいろな業種別の産業構造改善とか、あるいは中小企業振興事業団の高度化事業の促進とか、政府関係の中小企業金融三機関からの融資とか設備の近代化とかいう諸施策を行なうて充実強化をはかってまいりました。特恵の影響を受ける度合いが高いと思われる業種に対しては、これからの、その業種が最小限の悪影響しか受けないようなことをやっていきたいということで、いま先生がおっしゃいましたように、金融上とか税制上の助成措置を今後とも積極的に進めたいという考え方をございす。

十月一日よりも早い機会において、わが国におきましては七月一日を目途に、続きまして各国でも、それぞれそれと前後いたしまして実施する、こうなってくるのでありますが、先ほど申しましたとおり、わが国は特に中小企業のウェートの多國であります。職物を例にとつてみますと、全

ましては、わが国が特惠を供与した場合のほか、さらに他の先進諸國が特惠を供与した場合、この両方を含めて「特惠供与」という定義の中に規定をいたしたところでございます。

そこで、いまお尋ねの問題でございしますけれども、輸入面につきましては、これは国内法でござ

いますので、関税暫定措置法でいろいろと波打ち
ぎわの線での相当慎重な配慮が行なわれ、またい
ろいろの手続がとり得ることとなっております。
したがって、現に輸入がふえておるといふ
うなものについて影響が出てまいるわけでは
ありません。輸入制度自身についての運用によ
りまして、その影響を相当程度緩和することが可
能ではないかというふうに考えるわけではござい
ます。ただ、一応考えられます品物として、現在S
Pで扱っておりますような、特に繊維の関係につ
きましてのいろいろの製品、あるいは、かつらで
ございまして、人形でございましてとか、あるい
は目下香港については決定を見ておりませんけれ
ども、そこらがどう入ってくるかというふうなこ
とによりまして、輸入面の影響も、さらに業種
には広がりを持つてまいるというふうなことが考
えられるのではないかと思います。

それから、輸出面での影響でございすけれど
も、御承知のとおり、特に日本の軽工業品はアメ
リカ市場に非常に大きなウェイトをもって輸出さ
れておりますが、そういうふうな商品につきまし
て、アメリカの特恵関税がどのように供与される
かということと関連して影響が出てまいるわけ
でございすけれども、現在予想されておりますよ
うなアメリカのスキームでございす、特に輸
出比率が高い業種、しかもそれが対米輸出比率の
特に高い業種というふうなものについての影響が
考えられるわけではございまして、二、三の例で申
し上げますと、たとえばプラスチックだれでござ
いますとか、あるいはクリスマス電球でござい
ますとか、グローブ、ミットでございすとかと
いうふうな、特にアメリカに対する輸出比率の高
い業種というふうなものについて影響が出てくる
ことが考えられるのではないかと思います。

○木野委員 長官のお話でございす、輸出、
輸入両面につきまして、影響のある場合には考
えるんだということあります。輸入面につきまし
ては、わが国でいろいろの制度を考えてやれるわけ
であります、アメリカの行なう特恵につきまし

ては、これはいかんともしたいということも言
われます。私が見てまいりますと、輸入面につ
きまして問題はあります。輸出面につきまして
も、実は非常に問題がある業種が多いわけであ
ります。したがって、単に、輸入で入つてく
る、さあたいへんだというんじやなくして、輸出
は伸びない、そのために業界が非常に苦しむとい
う場合もありますので、両面にわたって万全
を期していただきたいと思つております。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕
それで、第三条を設けまして、そういう業種
につきまして「相当数の中小企業者の事業活動に
支障を生じ、又は生ずるおそれがある」と認められ
る「場合」と書いてあるわけですが、これは
二つに分けて「相当数の中小企業者の事業活
動に支障を生じ」というのは、一体どういふこと
を考へておられるのか。それから「又は生ずるお
それがある」というのは、一体どういふことを考
へておられるのか。私は、何もこれを二つに分け
ておられるのか。実際問題としては、生ずるおそ
れがあればもうやるんだというこでいいと思つ
ておりますが、字句の解釈として、前段はどう
いふ事態をいつているのか、後段はどういふ
ことをいつているのか、そういう全体をどう読む
のかという長官の考えを聞きたいと思つて

○吉光政府委員 ここで「当該事業を行なう相当
数の中小企業者の事業活動に」と、こういうふう
に規定いたしておりますのは、その事業を行なう
相当部分とは違ひまして、相当数という意味で
ございす。したがって、その事業それ自身の
持つております、たとえば事業者の数の他等に
よりまして、「相当数」という読み方も変わつて
くるかと思つてございまして、少なくとも私
どもは、こういう特恵が供与されることによりま
して、その事業を行なう中小企業者につきまして
中小企業政策的な配慮をしなければならぬとい
うふうな、そういう事態を予定いたしておるわけ
でございす。したがって、数で申し上げ
て、たとえば半分以上とか、あるいは二割とかと

いうふうな、固定的な概念で考えるというふうな
ことは避けてまいりたい。そのために「相当数」
というふうな表現を使つていただいているわけ
でございまして、実情に即して弾力的に対処
できるといふふうなことで、「相当数」というこ
とを使つていただいておりますのでございま
す。

それから「支障を生じ、又は生ずるおそれがある」
これは現実の問題をいたしまして、できる
だけ早く、支障が生じないうちに、おそれのある
段階で指定をしようといふことが必要であら
うかと思つてございすけれども、一応、判
断要素をいたしまして、たとえば、昨今におきま
す売り上げ高、あるいは利益率、あるいは在庫率
の問題でございすとか、あるいは設備の稼働率
の問題でございすとか、そこらのいろいろの諸
要素等から具体的に判断されてまいるというこ
とにならうかと思つてございすけれども、
ともあれ、そういうふうないろいろの諸元から見
まして、できるだけ早く、そういう「生ずるおそ
れがある」というふうな事態で認定をいたしてい
きたいというふうに考へておりますけれども、現
在の表現の問題をいたしましては、おそれの段階
だけに指定ができて、現実が生じた場合にできな
いといふことになつたら困るというふうな配慮か
ら、実は「支障を生じ、又は生ずるおそれがある」
という両方の表現をいたしておるわけではござ
いまして、現実の運用の問題をいたしましては、
こういう指定というものはできるだけ早くやるべ
きである。したがって、できるだけ早くそ
ういふふうな「おそれがある」という諸元を集めて
作業してまいるということが、現実の問題として
は必要になつてくるであらうというふうに考へて
おります。

○木野委員 この「事業活動に支障を生じ、又は
生ずるおそれがある」、そして「相当数」とい
うのは、別に半分とかなんとかいふんじやなくし
て、救済しようと思ふものは救済できるんだとい
うふうなつもりだといふ話もございしました。私

も、この字句のこまかい点につきまして、いろい
ろ質問もしたいと思つておりますが、時間もござ
いませぬので、その点につきましては十分に考
へていただきたい。この法案が通りまして、あと
で字句解釈になりまして、「相当」とあるのだから
やはり半分以上は倒れなければならぬんだ、な
いしは「おそれ」とあるのだからやはりある程度
困らなければならぬんだということ、そのため
にこれの発動がおそくなつたといふのは困るの
であります。この「事業」であつて、しかも
「政令で定める」まで書いてあるわけでありま
す。この「政令で定める」といふのなんかも早く
やつていただく。業界が倒れて、それから審議
会を開いて、そして政令というのになくして、
大体悪いのはわかつておりますから、前広に前広
に持つていくというふうな行政的な配慮が必要で
ある、このように思つております。

また、それにつきましては各品目ごとに所管大
臣がきまると思つておりますが、政令できまる
わけでありまして、大蔵省を含めまして、政府
全体として前広に前広にということではなけれ
ばならぬと思つております。

それとともに、これだけではだめでありまし
て、都道府県知事の認定ということがさらに要る
わけでありまして、都道府県知事におきまして
も、いま長官のおっしゃつたような、先ほど政務
次官のおっしゃつたような、その気持ちでいつ
ていただかないと、私は、国民として非常に割り切
れない点があるのではなからうかと思つてござ
います。現に、特恵関税が施行されるということ
で、業界におきましては、日夜場首協議して、ど
うしたものだろうと言つておるといふふうな段階
でありますので、この認定関係につきましては、
少し前広にやる、そしてそういう国民の心理
的な不安の起こらないように前へ前へやるという
ことを、特にお願いをしたいのであります。政務
次官の御意見を聞きたいと思つております。
○小宮山政府委員 木野先生のおっしゃいますよ
うに、私たちとしても、前向きで業種の指定、政

令も前向きで拡大して考えていきたいと考えております。

○木野委員 そういうようなわけで、認定の作業が都道府県知事の段階で行なわれまして、いよいよ新しい事業に転換する、こうなつてまいりますが、その場合におきまして先立つものは資金であります。大蔵大臣は、私も大蔵委員会におきましてこの点について聞きましたところ、出すべき金は十分に出して、しかも機を逸せず出してやるつもりだという財政当局としての御意見がありましたが、私はこの点につきまして、この資金の手当てといふものが大事であると思うわけであります。中小企業振興事業団で、グループとして転換する場合には十億円の資金を考へておる、また公庫で、個人として転換する場合には十五億円のワケがあるといふことが、私はこれではまだ少し不十分じゃないかと思つてあります。これからでありますから、当初としてはこのくらいはという気もしますが、しかし、これからこの特恵の問題に取り組んでいくときに不十分ではないかと思つてあります。一番の担当の通産省におきまして、十分に資金のワケをば用意するように、そしてまた大蔵省におきましても、特恵対策につきましても資金につきましても十分に考へるよう、に、財政面、税制面、金融面、すべてにわたつて万全を期す必要があると思つてありますが、それにつきましても政務次官の御意見を聞きます。

○古光政府委員 ただいまお示しいただきましたように、中小企業振興事業団の高度化資金の中に、さしあたり十億円という事業規模を組んでおるわけでございますけれども、実はこれは一般ワケの中に組んでおられますので、したがひまして、現実には資金需要が出てまいりますれば、十億というものは固定されたワケではございせん。一般関係の案件分として八百二十七億に相当する事業規模というのがございまして、したがひまして、ほんとうにそういう意味での需要があるようでございますれば、この十億円ということにあくまでも拘泥してまいるといふふうな態度はとらないつもり

でおります。それから中小企業金融公庫の特恵転換貸し付けでございます。これも一応さしあたり十五億円という貸し付けワケを組んでおるところでございまして、現実には実際問題といたしまして、これを上回る旺盛な需要がございするならば、これはやはりこのワケは一応のめどでございするもので、したがひまして、その需要の増強に見合ひまして現実的な処理をいたしてまいりたい、そういう意味で、できるだけ御迷惑をおかけしないように金融面での配慮をいたしてまいりたい、このように考へておるところでございまして。

○木野委員 中小企業庁長官から、十億ないし十五億というのは、特恵のそのものずばりのそれであつて、その計画が中小企業近代化、合理化、振興関係に關連するのならばそれ以外のワケも使つてやれるんだということでありまして。その点につきましては、われわれも、ただいまお聞きしましたけれども、それなりに考へていきたいと思つてあります。が、ひとつこの対策につきましても、資金は十分見ると、そしてあたふたかき気持ちで見てやつてもらうようにお願いをいたしたいと思つてあります。

○古光政府委員 御指摘のとおりでございます。七月一日実施になると相当深刻な影響のあることはわかるのでありますが、やつてみますと、それ以上に深刻な場合もあると思つてあります。やつてみますと、それ以上に深刻である、たいへんだということが起こるかもしれないのであります。それで、やはり十億とか十五億、これをふやしていくということが、次年度以降において必要な場合も出てくると思つてあります。それで、いま十億、十五億と考へられておつて、それ以外にはどうあるんだということだけではなしに、この特恵そのものとしても、ワケをふやしていくというふうなことが必要じゃないかという事態もあるんじゃないかと私は思つておるわけであります。その点につきましても長官の御意見を伺いたたいのです。

で、私も、実はこの金融面のワケ、一応のめどとして考へておるだけでございまして、したがひまして、ほんとうに資金需要が旺盛であるというふうな事態でございするれば、その事態に応ひまして弾力的に資金運用を行なつてまいりたい、こういう基本方針で処理させていただきたいと思つております。

○木野委員 それで、転換の資金手当てにつきましてはただいま話がありましたが、中小企業振興事業団ないしは中小企業金融公庫、こういったところが貸付場合、担保を要求するものであります。担保につきましても、法案にもありますとおり、従来、特別小口は現行五十万円だったのを八十万円まで上げていく、無担保保険の現行三百万円まで、それはそのままでありまして、そのほか普通保険がある。これは千五百万円を二千五百万円に改正したい。近代化保険の三千万円はそのままでございしますが、特恵の場合には、特恵関連保証といふことでそれぞれ倍額まで伸ばすというところがございますが、こういった点は十分にお考へ願つてと思つてあります。といひますのは、いま困つておる業種といひますのは、実はいまから何年前には非常に外貨をかせいでおつた。内容のよかつた時分もあるわけでありまして、が、そういう時代ではなしに、いま苦しんでおる時代でありますから、担保とか保証とか、そういったことにつきましても特恵の配慮をお願いしたいと思つてございします。時間がございせんので、この点につきましても法案で私も承知をいたしておきますのでこの程度にいたしますが、担保とか保証とか、そういったものにつきましては十分に配慮をお願いいたします。場合によります。

○古光政府委員 特定業種として政令の指定がございまして、大体おそろく、転換というふうなことをお考へになるのは、その指定されてから五年ぐらゐまでの間にはお考へになるのじゃないだろうか、こういう感じがいたしてあります。それから、転換計画につきましても、すぐにどうというふうなことをお考へになるのは非常にむづかしい問題があるかと思ひます。したがひまして、おそろく、ある企業の方が転換を意図され、それが転換を実際に終わらせるまでには、少なくとも三年ぐらゐは要するのではないだろうか。要するに、ある程度の長期的なめどをもつて計画をお立てになるというふうなことになるのではないであらうか、というふうな考へております。

来年からなるという場合もあります。しかし、そうかといつて、十年たつてから特恵の影響がいまあらわれたという場合もあると思つてあります。が、こういった特恵措置法の適用になる業種転換、これは期間をどのくらいに考へておるのか。それからまたもう一つは、それでは転換を考へた、きょうからやれ、一カ月以内だというわけにもまいらぬと思つてあります。が、どの程度までの間に転換すればいいのか。こういった点につきまして、中小企業庁長官はどういったように考へておられますか。

○古光政府委員 特定業種として政令の指定がございまして、大体おそろく、転換というふうなことをお考へになるのは、その指定されてから五年ぐらゐまでの間にはお考へになるのじゃないだろうか、こういう感じがいたしてあります。それから、転換計画につきましても、すぐにどうというふうなことをお考へになるのは非常にむづかしい問題があるかと思ひます。したがひまして、おそろく、ある企業の方が転換を意図され、それが転換を実際に終わらせるまでには、少なくとも三年ぐらゐは要するのではないだろうか。要するに、ある程度の長期的なめどをもつて計画をお立てになるというふうなことになるのではないであらうか、というふうな考へております。

○木野委員 それで転換の場合ですが、これで転換したのだ、これがまた特恵の対象の事業だという場合があるわけですが、すばりその業種だけではない場合もあるわけでありまして、いろいろあるわけでありまして、これで転換したのだといふことが言えるのは、どういふ状態でおるのか。たとえば私が一つの事業を営んでおつて、それが今度の特恵の認定事業になった、そこで私がその事業のうちの一部を転換した、そうして転換したのでございまして、こういった場合に、なるほど転換したからよろしいということになるのか。ないしは半分ぐらゐ転換しなければ転換と言ふぬのじゃないかというのか。それともすつかり転換しなければ

だめだというのか。その点がどうなっておるか。それからもう一つは、実は私が工場を三つ持っておる。会社でしたら、株式会社A会社、株式会社B会社、株式会社C会社。その場合にたまたま、株式会社A会社というのはいま自分が持っておるのでありますが、駅前であつて、町のまん中にある、これを転換する。その場合には、全部転換しますから、まさにA会社については転換と言

えるわけでありますが、中小企業でございますから、個人で三つそれを持っておる。そうして、Aについてはもうすっかり転換するのだ、しかしながらBとCとは残すのだという場合もあるかと思ふのであります。ところがその場合に、あなたは三つ工場を持っておつて、Aの工場だけ転換しているじゃありませんか、AとBとC全部やらなければだめだ、ないしはAとBをしなければだめだ、Aだけではだめだというふうなことになるのか。私は、そういう転換といふ場合は、できるだけ転換を円滑にやらせてやりたい。したが

が、無理をしてA、B、Cみなやれというのでなくして、その個人として合理的である場合には、Aだけを認めてやればいいのではないか。その場合でも転換と認められはしないかと思ふのであります。その点につきまして長官の考え方を聞きたいと思ひます。

○古光政務委員 最初に「事業の転換」といふのは、どういふ場合に転換したというふうなことになるのか、というお尋ねに対するお答えから申し上げたいと思ひます。

ここで「事業の転換」といふふうに言っておりますのは、普通の場合におきましては、ある業種に属する事業から他の業種に属する事業に変わることを、「転換」といふふうに言つておるわけでございます。ところが、この業種概念をい

は、標準産業分類によらない考え方もあるかと思ひます。

私も、実はこの「事業の転換」といふのは、そういうふうな広い概念でつかまえておるわけでございます。たとえば、標準産業分類によりますれば同じ玩具でございますけれども、ぜんまいつきの玩具と、それから電動機つきの玩具とを要するに機械装置つきの玩具とは異質のものでござい

ます。こういうふうな、それが異質のものとして判断されるということであれば、これもまた「事業の転換」という中に含めて考えてまいりたいというふうな考え方とあるところでございます。単純な形式主義には拘泥しない、実質通念的に、社会通念的にそれが違った種類のものであるというふうな観念されるようなものにつきましては、これはやはり「事業の転換」である、こういうふう

に考えてまいりたいと考えておるところでございます。そこで実は、それを具体的に表示いたします場合に、どういふところで具体的に現象が出てまいるかということでございますけれども、これは原則的な問題でございますが、普通の場合におきましては、いままで使つておりました機械設備等につきましては、それが相当部分新しい他の機械設備等に置きかえられていくというふうな結果が出てまいるだらうというふうな考えです。これは全部

りい形態だけでつかまえるということではないんでないであらうか。これは、具体的な実際の事業規模がどういふ形で分布しておるか、その他によつて、いろいろと回答も異なつてまいらうかと思ひ

ます。それでは、計画的に何年間かA、B、Cを他の業種に転換されるという場合が多いであらうというふうな考え方をしておりますけれども、少なくともA、B、Cすべてでなくてはだめだというふうな、かたくなな考え方では処理すべきものではない。むしろ、さきにお示しのA、B、Cが、それぞれ対等の事業量を持つておると想定いたしましたとする場合、おそれる、こういう指定される業種につきま

しては、A、B、Cという工場につきまして、これは分工場というふうに一応使わしていただきすけれども、A、B、Cという分工場がありました場合は、Aだけではだめであるとか、あるいはBと一緒になければ、あるいはA、B、C全部一緒になければだめであるというふうな、一方向的にそ

ういふ形態だけでつかまえるということではないんでないであらうか。これは、具体的な実際の事業規模がどういふ形で分布しておるか、その他によつて、いろいろと回答も異なつてまいらうかと思ひます。それでは、計画的に何年間かA、B、Cを他の業種に転換されるという場合が多いであらうというふうな考え方をしておりますけれども、少なくともA、B、Cすべてでなくてはだめだというふうな、かたくなな考え方では処理すべきものではない。むしろ、さきにお示しのA、B、Cが、それぞれ対等の事業量を持つておると想定いたしましたとする場合、おそれる、こういう指定される業種につきま

けであります。政務次官の御意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

○小宮山政務委員 先生のおっしゃいますように、事業の転換については、実情に即したような形で、風俗営業の中でもバーとかキャバレーとかいうものを除いて、ボーリング場、レジャー施設、旅館業というもののについては、今後も積極的にこ

ういふ範囲を広めて認めていきたいと考えております。

○木野委員 今回の特恵問題といふのは、別に、業者がなまけておつて、そのためにこうなつたのではないと思ひわけでありま

あります。人造真珠に対する特恵関税は現在五五％であります。一〇％をまけるといふので五五％の特恵関税が供与されるわけであります。ケネディラウンドで下がってまいりましたが、最終二七であります。

くわけでありませう。そしてその業界は全生産の九二%がアメリカへの輸出だ。したがって、これに對する影響は目に見えておるのでございませう。この業界は、ほかの業界以上に中小企業、小企業ばかりであります。そしてそれが一つの町にかたまつておりまして、町全体が特惠關稅の嵐にさらされるというふうなところであります。しかもこの業界が、御承知のとおり、人造真珠は昔は外国から輸入しておったのでありますが、明治四十年ごろからかういつたのを入れますが、いろいろ苦心に苦心を重ねて、昭和十一年には重要輸出品になつておつた。そして輸出を大いにやりなさい。いなかのことでございますから、輸出貢獻産業工場ということで、それを工場の壁に掲げて輸出ばかりやつておつた。ところが、一たんこうなつてまいりますと、まともにあらしを食らうというやうな状態であります。かういつた状態の業界では、転業でどうだといひましても、転業する余地はない。もうやめざるを得ないんだといふことに迫り込まれる業界があるわけであります。ほかに輕工業品その他があると思うのであります。

たとへば、今回の中小企業特惠措置を見てまいりますと、日本の国が産業高度化しなければいけない、近代化しなければいけない、そういう意味で考えているのだというのでありまして、事態のうちに、私は廃業するのだ、そうしてそのままやめてしまふのだというふうな事態もあるわけでありまして、この点につきましては、今後の問題として十分にお考え願いたい。もちろん、前のものをやめてくるのだから廃業は認めておるといふようなことをいわれるようでありますが、転業せずにそのままやめてしまふというのがあります。そういう場合に退職金が払えないということも起こりはないかと思うわけであります、

今後の問題としまして、そういつた深刻な事態というものにつきまして一そうの検討をしていただきたいと思います。その点につきまして政務次官の御意見を聞きたいと思っております。

○古光昭府委員 表示のように、非常に深刻な事態が出てくる業界ということも、やはり私ども施策の前提として考慮しておかなければならないと思っております。さしあたりの問題といたしましては、そういう廃業だけされる方、要するに仕事をやめて他の仕事におつきになる方というものにつきましては、こういう転業施策ということでカバーできておるわけでございますけれども、もうやめっぱなしであとは何もされないというふうな、いわゆる廃業でございますけれども、廃業だけやられるということがどの程度ございますか、業種によりましてはあるいは出てまいる場合もあるうかと思います。

御承知のように、いま、一般的なこういう廃業対策の問題といたしまして、中小企業近代化資金等助成法に基づきまして、いわゆる構造改善準備金を組合の中に積み立てまして、この積み立てられました準備金を廃業交付金として交付するというふうな制度があるわけでございます。これは税制上の恩典が与えられておりますけれども、こういうふうな制度を活用され、あるいはまたさらに、そういう制度を前提といたしまして、特別の立法あるいは特別の予算措置等をもつて、ある特定の業界に対して廃業交付金を交付している、こういう事例もあるわけでございます。したがいまして、それらの個別的な業種の実情に応じまして、そういう点につきましての立法その他の予算措置を積極的に考えてまいる、こういうふうなことになるかと思っております。

それからなお、信用保証の特例をお願い申し上げておるわけでございますけれども、この信用保証制度につきましては、たとえばいままでの旧債を整理してまいる金とか、あるいはまた退職金に充てますためのお金でございますとか、そういうふうな資金需要に対しましても、保証の対象になる

よう配慮してまいりたいと考えておるところでございます。

○木野要員　　そういうった業界におきまして、やはり昔からの伝統のある事業だ、父祖伝来の事業だということではなばつていかなければいけぬというところで、近代化、合理化、協業化を進めておるわけでございます。私は、そういうった場合にひとつ十分な相談の手を差し伸べていただきたいと思ひわけでございます。それで、たとえばA、B、Cというのがやめて、そうして新しい転換事業を起すということもありましょし、A、B、Cはそのままおるのだが、実は組合で土地を持つておるのだ、それを活用してやりたい。これからはいろいろ宣伝もしなければいけない、統一商標もつくらなければいけない、だから、たまた

ま脚前にある組合の場所を利用してやろうじやないか」ということもあるわけでありまして、転換そのもののワクではないと思いますが、それに関連する、たとえば八百五十億の中に含まれそうな事業もあるわけでありまして、そういう場合、ひとつ十分に考えていた方がいいと思うのであります。先ほど申しました、そういう悪い業界の中で、やめる人も出てくる事態もあると思うのであります。が、実は残すものは残してがんばっているじゃないかというのが、この転換で苦しんでおる人たちの気持ちではなからうかと思うのであります。その点につきまして特に政府にお願いいたします次第でございます。通産政務次官のその点についての考え方をお聞きたいと思ひます。

○吉光政府委員　特恵対策の基本的な問題といたしまして、あるいは基本的な心がまえといたしましては、やはり近代化をさらに促進してまいる、これが縦の太い柱であろうかと思うわけでありまゝす。しかし同時に、転業しなければ新しい成長がつかめない、こういう業種にとりましては、やはり転業対策というものでこれを補つてまいることが必要であろうかと思うわけであります。

いま御指摘の点は、近代化施策を一方において進めます場合に、あるいは展示場等を共同して持

とうというふうな御指摘ではなかったかと思うわけでございますけれども、これは実は、この転業対策という中では考えておらないわけでございますけれども、積極的に近代化を進めていくためのいわゆる共同施設事業、これは振興事業団の高度化資金等の対象になりますけれども、その中では、事業協同組合の組合員のための共同施設というふうなことで展示場等が取り上げられます場合には、対象の中に入っておるわけでございます。したがいまして、この法律の運用のみを通じてではなくて、他のいろいろの中小企業施策を通じて、その業界の成長、発展がはかられますように、よく具体的事情、事情に応じまして、そういう点での御相談にあずかりたいと思っておるわけでございます。

○木野委員　先ほど申しましたとおり、特恵関税の問題は非常に重大な問題でありまして、影響も深刻なものがあると思うのであります。どうかこれからの推移に応じて適切な措置をとられますように、そうしてまた末端に至るまでその気持ちをは十分に徹底させていただいて、あたたかい気持ちで対処されますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○橘口委員長代理 松平忠久君。
○松平委員 委員長はいつ出られますか。

○橋口委員長代理 午後から参ります。
○松平委員 それでは、委員長はただいまどうい

る用件で外出しておるのですか。委員長に対して質問があるのだから……。

○橋口委員長代理 いまちよつと連絡をしております。

○松平委員 どこへ行っておるのですか。委員長のここにおらない、外出した理由をお聞きした

い。あなたはこういうことでもって委員長と交代したのですか。

○橋口委員長代理　委員長がやむを得ない用事があるからということであつと……。

○松平委員 やむを得ない用事というのは、どう
いうことですか。

○橋口委員長代理　しばらくお待ちください。調べてすぐ……。

○松平委員　それでは、委員長への質問はあとにしましょう。

この特恵の問題が、わが国において、あるいはわゆるB国というか、先進国の間において問題になり、そして今日の段階に至ったその過程でありますけれども、これは、特恵というものを与えなくてはならないんだ、そういうふうな世界的に議論が煮詰まってきた今日になった経過でありますけれども、そもそもこの問題が国際的に議題にのぼったのは何年ぐらい前なんですか。それをまずお伺いしたい。

○平井説明員　この問題が正式に国際会議におきまして議題にのぼりましたのは、一九六三年、ガットの大臣会議においてでございます。

○松平委員　したがってこの問題は、ジグザグコースがあるけれども、いずれは特恵というものを開発途上国には与えなければならぬ、こういう考え方が、まあおっしゃるとおりに一九六三年、しかもその前に、特恵とは直接の関係はないけれども、わが国の産業の中で、たとえばトランジスタ・ラジオについては、一石、二石、三石というような軽工業に近いものとか、あるいは、先ほども出ました繊維産業とか、そういう軽工業は、いわゆる開発途上国のほうへだんだんと移っていつてきておるといふ傾向があったわけでありまして、同時にこのことは、国内におきましても、いわゆる新しい技術革新によりまして衰退産業というのでも出てくるということになった。そういう内外のいろいろな圧力というもので、事業を転換しなければならぬ、こういうことは前からありましたので、中小企業基本法の第十五条に、転換産業に対しては特別の措置をとらなければならぬという条文を制定したわけでありまして、いまから九年前に制定しましたこの条文に対してどういうことをやってきたのですか。また、転換産業はどの程度の種類のものがあり、何件この

転換をしたのか、それに対して国はどの程度の金融的な措置を講じたのか、ここで確答願いたい。

○古光政府委員　現在までにとつておりました事業転換に関連いたします助成の関係でございますけれども、御承知のとおり、まず第一には、中小企業金融公庫につきまして、転換の場合には、通常の限度額五千万円に對しまして八千万円を限度額として貸し付けるというふうな、限度額の特例がございまして、それからまた、中小企業近代化資金等助成法に基づきます中小企業構造改善準備金制度におきましても、特別転換交付金として積み立てます場合には、積み立て限度額を通常の千分の十五を千分の二十五に引き上げるといふふうな準備金制度をとつておるところでございます。

それからさらに、中小企業近代化促進法に基づきます構造改善計画に従つて転換いたします場合につきましては、中小公庫の中に特別小口を設定いたしておるところでございます。今回さらに特恵を供与するといふ情勢によりまして、それが現実には実施に移されるというふうなことになるので、あらためて従前の施策にさらに上乗せの施策を準備いたしましたのが、今回御審議をいただきたいという特別措置法案でございます。

○松平委員　前段のことは私も承知しておりますが、私の質問したのは、中基法第十五条によつて転換をした業種、その種類、その産業別の統計といふものをここでお示し願いたいということをお願いするわけなんです。

○古光政府委員　実は特恵転換事例集というものを、中小企業振興事業団の調査網を通じていろいろと集めておるところでございます。いまここに、具体的な資料、数字等を持ち合わせておりませんので、至急調べましてお答えさせていただきますかと思ひます。

○松平委員　先ほども質問がありましたけれども、特恵の影響を非常に受けるというものは、中小企業の中でもことに零細企業なんです。これらの零細企業というものを組織化によつて何とか向

上させてやりたいということで、議員提案としてつくつたのがいわゆる中小企業等協同組合法の中の小組合なんです。そして、これは自民党側も賛成をいたしました。が、われわれの提案したところの、勤労事業協同組合という名前は社会党的であるから困るという話があつて、そしてこれを小組合という名前にしたという過去における経緯がございまして、そのときに、この組合に対しては「税法上、金融上特別の措置を講じなければならぬ」といふ条文があるが、この組合に対しては今日まで金融上、税制上の特別の措置を講じてきませんでしたか、それを伺いたい。

○古光政府委員　いわゆる小組合につきまして税法上、金融上の特別措置の関係でございますけれども、現在、小組合に適用いたしております措置といたしまして一番典型的なのは、実は信用保険の特別小口制度につきまして、特別小口を小組合に適用いたしておるといふのが唯一の措置でございます。そして、その他の措置につきましては、この小組合の現実の事態その他等につきまして、いろいろとわずかしい問題等もございまして、いまだ税法上の措置にまで至つていないというのが、残念ながら現状でございます。

○松平委員　それでは政府は法律違反をしているじゃないですか。法律に明らかに「税制上、金融上特別の措置を講じなければならない」という規定があつて、そしていまお聞きすれば、信用保険公庫がそれだけについて従来やってのいたといふ。しかもこのことは、かつて国会の予算委員会において問題になった点であります。それを今日までほつたらかして何もしないといふのは、あなた方は法律に違反しているじゃないか。なぜそれをしないのだ。

○古光政府委員　措置がおくれていることにつきましては、まことに申しわけないと思つておるところでございます。現実にはこの小組合の成立状況等を見ました場合、これは昨年の九月末の数字でございまして、一般の事業協同組合が三万六千六百六あるわけでございますが、この小組合は

現在三十六というふうな状況でございます。いろいろの助成措置等がおくれていること、まことに申しわけないと思つておられますけれども、現実の事態がどういふふうな状況でございます。なお、これらの助成措置を講ずることによつて小組合がさらに活発につくられてまいるといふふうなこともなろうかと思つておられると思いますが、さらに勉強を続けさせていたが、できるだけこれらの制度につきまして、この法律の二十三条の三の趣旨に沿うよう努力をさせていたが、いと思つておられます。

○松平委員　そういうことは、しばしば歴代の長官が言つておりました。川上君が長官のときに、君はこれをやらなくちゃいかぬじゃないかとやつておつたら、三十幾つしかないから、もう少しよけいになったらやりますと、こういうことを私は答弁したことがある。しかしそれは法律違反なんだ。法律にはやれと書いてある。やればもつと小組合が出てくるわけなんです。しかもいま、この影響を受けるのは一番零細な企業であつて、それらのものを協業化しなければならぬといふことを政府自身が言つておられるにもかかわらず、いまだある法律をやらぬといふのは一体何ごとなんだ。そこらにあなた方の弱小企業に対する姿勢の悪さといふものがあるわけだ。歴代の長官に私は警告しているのですよ。それを十年以上たつてもいまだやらない。そんなことで一体どうなんだ。もし政府に対するいわゆる法律違反の裁判所があるならば、そこにかけたら、あなた方はたちまち法律違反といふことになるわけだ。一体今後どういふことをするつもりです。いつからやるつもりです。

○古光政府委員　小組合に対します税制上、金融上の措置といたしまして、先ほどお答え申し上げましたように、特別小口制度を除きましては、現在のところ行なわれていないというのが現状でございます。非常に遺憾に存じておるところでございます。

ところで、いま御指摘になりました小規模事業

対策全体の問題といたしましては、これも先生御承知のよう、機械貸与制度あるいは設備近代化資金等、主として小規模の企業者に対する施策を別の面でも準備いたしておるところでございます。小組合に対する税制上の措置等につきまして、現在まだ措置がとられておらないことにつきまして、先ほどもお話を申し上げたところでございますけれども、さらに現状を分析いたしまして、これらの法律の精神に沿うようつとめさせていただきます。

○松平委員 小規模事業全般に対していろんなことをすることは当然なんです。やっていいのです。しかしながら、中小企業の協業化なりあるいは共同化というのをやらなければならないというものが中小企業等協同組合法の精神なんです。したがって、協同組合に対しても税法上の恩典があります。企業組合も同様であります。にもかかわらず、最もやらなければならない小組合に対しては何にもやっておられない。そこらに、あなた方の零細企業に対する態度の一面が出てくるように私は思うのです。しかもこれは国会でしばしば問題になった事実がある。これは即刻、小規模事業全般の問題とは離れて、そうして組合対策としてやらなければならない、私はそういうふうに思うのだけれども、どうお考えですか。

○古光政府委員 御指摘のように、こういう小規模企業者にとりまして、組織化ということは非常に重要な問題であろうと考えるわけでございします。小組合の制度ができていましてに相当したわけでございますけれども、この小組合が、事業協同組合と同じような意味での税制上その他の優遇措置はすでにあるわけでありまして、この特別の措置というものが現在準備されておらないのでございます。したがって、そこらの措置等につきましてさらに検討を加えていただきたいと思います。この立法趣旨に沿うようつとめさせていただきます。

○松平委員 今度の法律案を見ますと、その中に企業組合等がありますけれども、もう一つ念のため

めに承っておきたいのは、組織化という問題、中小企業を組織していくという問題については、いわゆる高度の組織化というものと、それから部分的組織化というものとがあると思うのです。そして今度の法律案を見ましても、企業組合というものについては適用になっております。事業協同組合は部分的な共同であるからあるいは適用を除外したのかとも思いますが、念のために承っておきたいのは、事業協同組合に対する税法上の優遇措置というものと、企業組合に対する税法上の優遇措置というものは、今日は違っておる。われわれの考えから言へば、組織化というものは部分的から漸次共同的な方向へいかなければならないと思つていられるにもかかわらず、部分的なものだけが税法上の恩典がたかさんあって、そして全体的な共同組織というものが税法上の特典が少くないというのとは一体どういふわけですか。これは逆行しているんじゃないですか。部分的よりも全体的な組合組織のほうへ行つたほうがいいというならば、そのほうにもっと税法上の特典を与えるべきであると思う。そういうことは大蔵省でやっているのだが、しかしあなた方は、組合活動というほうからいって、やはり部分的よりも全体的な組合の組織方向に向かつてのほうがいいのであるということであるならば、優遇措置はむしろそういうところへ講じなければならぬにもかかわらず、今日は逆な方向になっているのは一体どういふわけですか。あなた方は今日まで大蔵省とどういう折衝をしておるのだ。

○古光政府委員 御承知のように、企業組合と協同組合の組織的な差を申しましたように、要するに、事業協同組合が営利性を離れましていろいろの共同施設事業をやっておるわけでございますが、企業組合につきましても、いずれかといえは一つの企業体であるというふうな角度からの組合組織事業をやっておるところでございます。これは申し上げるまでもないところでございます。そういうふうな組織上の差、設立目的の差というふうなところから、現在、協同組合と企業組合と

の間に税法上の差があることにつきましては御指摘のとおりでございます。あるいは税率の問題におきまして、あるいは内部留保金の積み立ての問題にいたしまして、現実に差がついておるところでございます。実はこういうふうな問題につきましても、企業組合につきましても協同組合並みに同じ税制措置をとりたいというふうなことでいろいろ折衝を続けておるところでございます。

〔橋口委員長代理退席、委員長着席〕
残念ながらまだ実現を見ていないわけでございます。そこらの基本的要因は、先ほど御説明申し上げたような法人の性格の差というところからまいており、同時にまた税体系の中で、いろいろの組織されたものについての秩序づけというふうなものがございます。なかなか私どもの念願がかなわないというものが現状でございます。将来は協同組合並みに持っていきたい。さらに努力をさせていただきます。

○松平委員 当初この組合ができたときは、企業組合のほうで協同組合よりも税法上の優遇措置をとられておつたということをあなたは御存じですか。

○古光政府委員 ただいま記憶がございませんので、至急取り調べたいと思つております。

○松平委員 私の記憶するところによると、企業組合のほうで、はるかに全体的な組織化という面からは進んでおるといふことで、これを奨励するという意味におきまして、企業組合の税法上の優遇措置は、部分的な協同組合よりもよかつたはずなんです。それが途中でひっくり返つてしまつた、これが現在の状況なんです。その辺のところは、中小企業庁の長官だったから、もう少し勉強しておつたらどうかと思うんだがね。そんなことがわからぬのはおかしい話だ。

第一の質問点は、この特恵によつて、日本は関税を免除したりあるいは下げたりするということでありまして、これによつて、日本の関税の減り方というものは、大蔵省は三十五億圓ぐらいだと言つていただけますけれども、大体そういう見当なんですか。

○平井説明員 御承知のように、現在のところ施行期日その他が確定いたしていませんが、かりに今年の七月一日施行を前提といたしまして一応の試算をいたしますと、先生御指摘のような数字にならうかと思つております。

○松平委員 そこで、関税の減税額というものは三十五億圓、これによつて影響を受ける中小企業、ことに雑貨類、そういうものは、平年度におきまして大体どの程度影響を受けるのか。総生産量の何割ぐらいが影響を受けるのかというのを、政府は試算をしておるはずだろうと思つて、それがあればこそこういう法案を出してきたんじゃないか、私はこう思う。今日まで政府が試算したところの、これを実施する場合において、平年度が国における貿易その他の損害というものはおよそどのくらいになるのだ、そういう試算をひとつ示していただきたいと思います。

○室谷説明員 お答えいたします。
特恵の供与による影響を輸入面で見ました点についてお答えを申し上げますと、この影響を具体的な数字で把握するということはなかなか困難な面でございますので、かりに総輸入額の中で特恵供与による輸入額の実績がどの程度あるかということ、一応の影響の推定の一つの尺度という意味で申し上げたいと思つております。
六九年の総輸入額は百五十億ドルでございます。そのうち発展途上国からは五十六億ドル、B T N 二分額から九十九分類、主として鉱工業製品でございますけれども、その全世界からの輸入額は百二十二億ドル、発展途上国から四十七億ドルでございます。この実績に對しまして、いわゆる特恵関税と申しますのは、有税のものに對しまして、無税なりあるいは五〇％カットということ

特惠を供与するわけでございますが、そのうち、特惠に直接関係のあります有税のものは六十億ドル、さらにこの有税の部分が発展途上国でどのくらいあるかと申しますと、二十一億ドルというくらいで、それに対して、御承知のように、石油類あるいは生糸、絹織物、合板等、十品目の例外措置が講じてあるわけでございまして、これらの数字を差し引きまして、実質的に特惠を供与する対象品目の六九年の実績は大体二億ドルという一まあ供与国その他の関連がございまして、びしやりした数字はまだ確定化するわけにはまいりませんけれども、一応二億ドルという一つの試算がございまして、したがって、これを総輸入額との対比から見ますと、二・三割というふうなところになっているわけでございます。

○松平委員 この特惠受益国、UNCTADのあるれによりますと、七十七カ国そのほか供与する国、というところでありますが、現在日本で特惠を与えるという国は何か国を予定しておりますか。

○平井説明員 お答え申し上げます。
現在、特惠受益国として予定している国というのは、ただいまのところ、各供与国を通じて確定はいたしておきませんので、検討中でございます。ただ、おおむね申し上げられますことは、いわゆる七十七カ国グループというのがございまして、これらのグループについては、特別の支障がない限り特惠を供与してほしいという意向が強く表明されておまして、これを中心として検討してまいるといふことになろうかと思っております。

一応合意を見たわけでございますが、その中に含まれて、受益国につきましては、供与国側のOECD諸国の共同の立場といたしまして、受益国について供与国はおおむね自己選択の原則に従う、ということを書いております。それ以上に具体的なことは決定されておきません。と申しますことは、先ほど先生御指摘のございましたような、たとえ、国民所得であるとか、あるいは国民総生産、一人当たりの生産額であるとか、いろいろな問題について、特惠受益国の基準をいふ議論されたわけでございまして、各国の共同の合意を得るような基準がなかなか作成されなかつた。したがって、基本的な原則として、みずから開発途上国であるというところで自己選択をいたしますものを特惠受益国とする以外にないというふうな考え方に立ちまして、このような結論が出されたわけでございます。

○松平委員 七十七カ国については合意があるのじゃないですか。それ以外の国については希望によつて与えるということになるけれども、七十七カ国の中には、やはり国連のUNCTADの中で何らかの定義のようなものがなければならぬと私は思うのです。これは政府でUNCTADの会議に参列をしておいた者があるだろうと思つて、それらのときに一体どういふ議論がUNCTADの会議で行なわれたのか。ただ、でたらめに手さへあれば許すのだ、供与するのだ、そういうことではないと思つたのです。やはりここに開発途上国と書いてあるのだから、開発途上国だつたら、開発途上国とはどういう国なんだということになければおかしと思つたのです。その辺は一体どうですか。

○室谷説明員 開発途上国の定義につきましては、国民総生産、あるいは一人当たりの国民所得とか生産のレベルとか、いろいろ考えるべきファクターがあろうかと思つた。国際的にも、たとえばOECDの特惠に関する会議等におきまして、種々議論がなされたわけでございまして、これを客観的に一つの具体的な基準として示すというところは非常に困難があるというところで、原則として、発展途上国としてみずから手をあげた国、つまり希望を表明する国に供与しよう、そして、それに対して供与国が判断をしてやろうという国際的な考え方になつたわけでございまして、ただ、いわゆる七十七カ国といたしましては、七十七カ国グループ、現実にはいま九十一カ国でございますけれども、これについては一応特惠をすべて供与すべきであるというのが、この七十七カ国グループの主張でございまして、そして国際的には、この特惠特別委員会におけるこの七十七カ国が、そのUNCTADの席上で希望を表明したというふうな解されているわけでございまして。

○松平委員 いまあなたの答弁の中に、開発途上国で手をあげた国、こういうことをおっしゃつたけれども、開発途上国とはどういう国なんですか。

○松平委員 もう一つ何とおきたいのは、UNCTADで、おれは供与国になつてもいい、つまり開発途上国じゃない、同時に受益国にもなりたくない、こういう国があつたんじゃないですか、ブルガリアみたい。こういうのは、開発途上国なんですか、あるいはそうじゃないんですか。どっちなんですか。

○松平委員 先生御指摘のように、自分が供与してもいいが、逆に自分ももらいたいという国もございまして。しかし、そういう国を特惠の面で、開発途上国だからやめてはいかぬ、特惠を供与してはいかぬというふうにもなつておきませんので、その辺は、それぞれの国の経済の力関係で、供与し得る国があれば、できるだけ多くの国が供与することは望ましいわけでございまして、やそうだからといって、一がいにこれを頭から、やるのだから資格はないということにきめつ

○松平委員 先生御指摘のようによつて、自分が供与してもいいが、逆に自分ももらいたいという国もございまして。しかし、そういう国を特惠の面で、開発途上国だからやめてはいかぬ、特惠を供与してはいかぬというふうにもなつておきませんので、その辺は、それぞれの国の経済の力関係で、供与し得る国があれば、できるだけ多くの国が供与することは望ましいわけでございまして、やそうだからといって、一がいにこれを頭から、やるのだから資格はないということにきめつ

○松平委員 先生御指摘のようによつて、自分が供与してもいいが、逆に自分ももらいたいという国もございまして。しかし、そういう国を特惠の面で、開発途上国だからやめてはいかぬ、特惠を供与してはいかぬというふうにもなつておきませんので、その辺は、それぞれの国の経済の力関係で、供与し得る国があれば、できるだけ多くの国が供与することは望ましいわけでございまして、やそうだからといって、一がいにこれを頭から、やるのだから資格はないということにきめつ

○松平委員 先生御指摘のようによつて、自分が供与してもいいが、逆に自分ももらいたいという国もございまして。しかし、そういう国を特惠の面で、開発途上国だからやめてはいかぬ、特惠を供与してはいかぬというふうにもなつておきませんので、その辺は、それぞれの国の経済の力関係で、供与し得る国があれば、できるだけ多くの国が供与することは望ましいわけでございまして、やそうだからといって、一がいにこれを頭から、やるのだから資格はないということにきめつ

けるのも、やはり一面問題があらうかと思つておるわけでございます。

○松平委員 ちよつといまの答弁はわからぬので、ぼくの言つてゐるのと違ふ。ぼくは、そういう国は開発途上国だと言つてゐるのかどうかというところなだけども、そんな問題を言つてもしょうがないから追及しませんかね。昨年の十月六日のUNCTADの会議で、議事録を読んでもみると、その中で、特惠の取り扱いをするという字句があるわけですが、特惠の取り扱いをするのは、どういふところまで言つてゐるのか。特惠関税という一つのあれがあるけれども、特惠の取り扱いをするのだという。ことにこれは東欧の社会主義国に対してそういう発言が出てゐるわけだけれども、特惠の取り扱いというものはどういふことをさしているのか、これを承つておきたい。

○大蔵説明員 昨年のUNCTADの特惠特別委員会、社会主義国家のうち、ソ連、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ブルガリアは、自分たちも特惠を供与する。その供与のしかたについて宣言をしたわけでございます。このうち、チェコ等、二の社会主義国家は、自由主義国家と似たような関税制度を持っております。そういうものについては特惠関税を供与する。そういうものについては特惠関税を供与する。他方において、そういうものを持っていない国、いわゆる計画経済国でございますので、こういう国々においては、輸入計画の面で開発途上国に特惠的な配慮をする、こういうことを宣言したわけでございます。ただいま御指摘の特惠的な措置というのはそういうものをさしてゐるのだと私もは解しております。

○松平委員 ということは、関税をある程度特惠に準ずるような下げ方をするとかなんとか、こういう意味ですか。

○大蔵説明員 社会主義国家には、関税のない国がございます。ある国もございまして。ある国は関税を下げます。私どもと似たような措置をとりま

か配慮してやる以外にないものですから、そういう言い方をしている、こういうことでございませう。

○松平委員 そのときに外蒙古はどうしましたか。

○大蔵説明員 外蒙は、十月のUNCTADの特惠特別委員会に初めて代表を出席されました。若い女性の方でございましてけれども、この外蒙の代表はそのときに、特惠をほしいという発言をするかと、私も注目してゐたのでございましてけれども、実際にはそこまでいきませんで、将来特惠をもらいたいということを要求する権利を留保したいという程度の発言でございました。

○松平委員 もう本会が始まるようなあれだから、はしよつて質問したいのですが、大臣にちよつと質問したいのです。

いままでの議論の中から、私も一つ問題にしたいのは韓国と北朝鮮の問題なんです。三十八度線まで分かれておつて韓国に手を出しておりますね。北朝鮮は必ずしも手を出さないけれども、また出すならどうやって出すのかわからないう。こういう場合に、韓国には特惠をやるけれども北朝鮮にはやらないという結果になるわけなんです。そこに日本の近隣諸国において不公平が出てくるというところは、日本の外交上、私は非常におもしろくないのじやないかと思う。大臣は、希望すればやるのだ、こういうことをいままです予算委員会でもおつしやつていました。私はそういう態度では、日本の外交はまずいと思う。韓国にやるならば北朝鮮にもやってもいいじやないか、こういう自発的な、自主的な考え方というものがあつてほしいと思うのだ。この点は何もUNCTADの決議にしろれる必要はないと思ふのです。あるいは北ベトナムに対してもそうだと思う。中共に対しても同様であります。その点はどういふふうにお考えですか。やつぱりいままでの考えどおり、手を上げてくれればやるのだ、こういうことであるのか。あるいはそうではなくて、日本の自主性に基づいて、日本の近隣諸国に

対して不公平な外交はしない、不公平な関税をしないという考え方でものを処理しようと思つておられるのか。あるいは頭を下げてこななければならぬという、あつたはつと持つておられるのか、その点を伺つておきたいと思ふ。

○宮澤国務大臣 御質問の御趣旨はよくわかるわけでございます。こちらから、あなたのところは発展途上国と考える、こう申しますこともどうもいかがかと思ひますし、そうかと申しまして、アメリカ合衆国にわれわれが特惠を与えるということは、これはまた考えにくいことではございまして、結局あちらのお申し出を待とうか。ただ、申し出の点でございまして、昔、日いするところの天子云々という話もございまして、何、特惠をほしいというのを恥づかしいことだとか、自分の国が、人間として、あるいは国として非常に低い国であるというふうには考えません。私もまたそういうふうには考えませんので、自分の国の経済の実情から見て特惠を求めたい、こういうお話がありましたら、私もそれを私も私どもなりに考えまして、そうだと

思ひましたら与えることがよろしいのではないかと。決して頭を下げていらつしやいというふうな発想で考えてゐるわけではございません。

○松平委員 その考えなら、非常にわれわれにも近いと思ふのです。あなたの考えは、ただその場合に、ルートがないと思ふのです。これは国交回復してないのだから、では、そういう意思表示はどういうルートで来るのか、どういふ手続なりどういふことをお考えになりますか。たとえて言うならばL.T貿易もありますけれども、そういう場合に、周恩来なら周恩来から、台湾にやるならひとつおれのはうもというのを言つたとすれば、それでいいのか。あるいは何か声明でも出すとか、何か知らぬが、そのルートが非常に問題だらうと思ふのです。北朝鮮の問題でも、政府間の代表の折衝というものはほとんどないわけ

なんです。そうするとあなたは、どういふことをどの程度ならいいという予想をなさつておられるのですか、その点は。

○宮澤国務大臣 まず前提をいたしました、この御質問に対するお答えは、正式には外務大臣からお聞き取りをいただきたいという点を一点申し上げます。

次に、かりにそのような意思表示をわれわれが受け取りました後、現実に与えるか与えないかというところを総合的にいろいろなことを判断してきめるといふ、この二つの前提を置いて申し上げますが、私自身といたしましては、先方の政府の確かな意思と思われるものが、われわれの確かだと考えられる方法によつて表示されれば、私はそれをもつて足りると思ひます。

○松平委員 もう一つ伺つておきたいのは、これは十年間ということですが、開発途上国の考え方は、二十年という希望も言つておられることは御承知のとおりです。そういういたしますと、長い十年、二十年という年月になりますと、特惠というものを中心にしたところの一種の国際分業のようなものが再編成されていくという懸念もないではない。ところがそういう場合におきまして、これと一つの関連の深いものは経済協力だと思ふのです。ことに技術協力。そういういたしますと、技術協力と経済協力と特惠との関係というものをレビューしなければならぬと思ふのだけれども、このレビューは三年間に一度ずつやるということになるわけなんです。その辺、日本側の特惠という問題と経済協力という問題を、どういふふうにかつておられるのか。言いかえるならば、経済協力をますます増していくならば、特惠はむしろやめていくという考えになるのか。そうじゃなく、経済協力は経済協力をやつていく、特惠は十年間やつていく、こういうふうな考えで、さらに二十年とは申しませんが、その辺の長期の見通しはどう立てておられるのか、伺つておきたいと思ふ。

○宮澤内閣大臣 いまの御質問には実は両様の意味があると思ひますので、私も、特恵を与えることによつて、発展途上国と先進国との關係をその状態において固定しようというふうな考えでおるわけではございませんで、発展途上国も經濟發展の段階をどんどん進んできてもらいたい、そう思ひますが、いまとしてはさしずめ特恵がそれに役立つであらう、こう考へておるわけでございます。

次に特恵の將來でございますけれども、私自身は、ことにわが國の立場から申しますと、關稅といふものはなるべく低いほうがよいというふうに思ひますので、なければならぬがよろしいわけでございますから、十年たつた後にまた高いほうへ戻すというふうなことは、私はあまり好ましいことではないというふうな考へております。

それから援助との關係でございますけれども、發展途上國の間にも、エイドよりはトレードでという考へ方をする人たちがございまして、それは健全な考へと思ひますが、しかしそうかといつてエイドといふものを打ち切るべきものでもございませぬし、ことにわが國のような國は、なおさらエイドをしていくべき國だと考へますので、両方のことは並行して行なうべきものではなかつたといふふうに思ひております。

○松平委員 本會議が始まりますからこれで終わりますが、委員長に一つ申し上げたいのですが、この法律案は、關稅定率法の一部改正といふものとららはらをしていふと思ひます。したがつてこれは、共同審査をしなければならぬ問題ではなかつたかと私は思ひます。私も理事にそれを言うのを忘れたのでありますけれども、委員長として、この法律はうらはらなんだから、當然これは關稅定率については共同審査をしなければならぬ。ところが閣下のごときによりますと、もう質問の打ち切りだといふことになつて、もう上がることになり問題が、委員長の採決によりまして、非常に關連の深い法律案でありますから、當然これ

は大蔵との間で、將來どういふ問題が起きたときには、率先してやつていただきたい、これを要望しておきます。

○八田委員長 本會議散會後直ちに委員會を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時十六分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き、會議を開きます。

○石井(一)委員 中小企業特恵対策特別措置法に並びにそれに關連した政府の中小企業政策に關してお答えをいただきたいと思います。

まず最初に、私、多少この問題に興味を持つておりまして、少し前からこの問題を取り上げたいといふことを表明いたしておりました。たゞさんの業界の方々から要望や苦情が集まつてまいりまして、意外にこの法案の反響が大きいといふことを痛感いたしました。私の地区にありま

ことわける輸出振興企業といふもの、そういう關係の特に中小零細企業には、決定的な打撃を与えておるようでございます。私、最初に予想しておりましたよりも、その反響の大きいのに驚いたやうな次第なのでございまして、これを施行いたしまして、その後の見通しについてどういふふうに政府は考へておられるのですか。

○古光政府委員 御質問の趣旨が、特恵対策臨時措置法の施行によつてということでお答えを申し上げたいと思ひます。

いまもお話ございましたように、特恵供与によります影響は、わが國に直接輸入してまいる面での影響と、第三國が特恵を供与いたしますことによる、いわゆる發展途上國の追い上げといふうなことからまいりますところの輸出面での競合

から出てくる影響と、両面の影響が考えられるわけでございます。

國內に直接上陸いたします問題につきましても、關稅暫定措置法の一部改正法案の中に、いろいろの波打ちきつた施策がとられておるわけでございます。したがつて、こちらから来る影響といふふうなことが、むしろ第三國輸出市場での競争が激化するによつて起つてまいりま

す影響といふほうがより激しいのではないであらうか、こう考へておるところでございます。したがつて、特にそういうふうなことを前提にいたしまして、基本的には、従来やつてまいつております近代化施策を積極的に拡充運用してまいりま

す必要があるわけでございますけれども、同時にまた、それでは太刀打ちできない、そういうふうな事業につきましても、この法案では転換対策等につ

いての準備をいたしたわけでございます。

この法律の施行によりまして、中小企業がより成長性のある業種へとすみやかに事業転換を行なつて企業體質の強化をはかつてもらふといふことも、補完的には非常に重要な意味を持つのではないであらうかといふふうに考へるわけでありま

す。したがつて、この法律の運用よろしきを得ますならば、積極的に日本の産業構造自身を高

度化し、あるいはまた企業體質を強化するの役に立つてくれるものと私もは期待いたしておるところでございます。

を強化すると申しましようか、競争力を付与するといふふうな方向で、全体としてこれに対応してまいつてくる施策を展開しておつたところでござ

います。御承知の中小企業近代化促進法の運用につきましても、特に發展途上國の追い上げといふふうなことを前提に置きまして業種を指定し、そしてまたさらに、先般改正を認めていただきましたいわゆる特定業種の指定といふふうなことを通じまして、業界ぐるみで構造改善をやつてまい

るといふふうな施策を進めてまいつたわけでございます。現在までに、指定業種といつたわけでは、百三十三業種といふものが、政令ベースでござ

います。指定された業種に指定された業種でございまして、また明年度におきましても、さらにこれに追加して指定をしてまいりたい、こういうふう

に考へておるわけでございます。現在、指定された業種としまして、約七〇％に相当するものが現在までに業種として指定されておる、こういう状況であるわけでございます。

また、先ほど、あとのほうで申し上げました構造改善關係の問題でございまして、四十四年に近促進法の一部が改正されまして、いわゆる特定業種といふふうなものが認められることになつたわけでございますけれども、現在までに十七業

種指定いたしております。すでに十五業種につきましましては構造改善計画の承認を行なつておる

ところでございます。現在、組合員四万八千八百五十八企業のうち、四万四千四百二十七企業といふものが構造改善事業を実施いたしておるところでございます。なお、これらの施策そのものにつ

をあげておるといふふうなものもあるわけでございます。ともあれ、そういうふうなものは競争力強化という観点を中心にしたしまして、そしてなおその中に一部、構造改善に伴いまして転産業というふうなことを前提にいたしました税制上の措置その他を盛りまして、いままでの過去数年間、こういう発展途上国の追い上げというふうな問題に対処してまいっておったところでございます。

○石井(一)委員 もう少し具体的な問題について、後ほど近況法の適用なり効果というところで聞かせていただきたいと思います。まず最初に、観点を交えて、先ほど話が出ておりました「事業の転換」というところあたりから取り上げさせていただきます。こう思うわけでありま

先ほど木野委員の御質問も伺っておったわけでございますけれども、たとえば後進国の追い上げその他で、同じ仕事を継続するけれども品質を向上させ高度化していく、そういうことは、おそらく、何かほかの仕事を一生涯命がけするよりも、彼らはそれに生き続けてきたわけでありまして、最も適切な、彼らがやりやすい行動になろうかと私は考えるのでございますが、「事業の転換」といった場合には、高度化に対する転換であるとか、あるいはこれはまた別の問題でありますけれども、ある程度の部門はその仕事を継続しておる、ところが新しいトライアルを別の業種でやり始めたいので一部だけ転換をする場合がある。質問の第一点は、高度化に対する同じ業種での転換に対しても、この法律が適用されるのかどうか。第二点は、同じような規模で、同じような制度のもとでやっておるのだけれども、一部転換をして、それによって成功するという見通しがつけばだんだんと転換をしていく、こういう一部転換に対してはこれが認められるのかどうか。この「事業の転換」のことについて御説明をいただきたいと思

○古光政府委員 第一点の、品質の向上でございますとか、あるいは新しいデザインの採用でござ

いますとかいう、いわゆる高度化事業につきましては、この法律の意図している「事業の転換」というところではなくて、むしろ従来やっております高度化事業の施策の運用の面におきましてそういう面を促進してまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

実はこの点につきましては、この法律の第七條のところに「近代化施策の推進」という条項が入っておりますのでございまして、これは「国及び都道府県は、特恵供与による需給構造の変化に対処して、中小企業者の事業の転換を円滑にするための措置とあわせて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」という規定されておるわけでございます。この「中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずる」というふうな範疇の中で、従来の施策をさらに拡充いたしまして積極的に助長してまいりたい、こう考へておるところでございます。

それから第二の御質問でございまして、一部の転換が「事業の転換」の中に入るかどうか、こういう御質問であつたかと思つてござい

ます。これはけさほどもお答え申し上げたところでございまして、この場合の「事業の転換」ということは意味でございまして、普通の場

区別して考えられるというふうな部類につきましては、実はこれも「事業の転換」という中で読み取りたいと思つておるところでござい

ます。さらに、その事業の中で部分的な転換の問題でございまして、自分ももてないような業種もあろうかと思つたわけではござい

ます。○石井(一)委員 説明はよくわかるので、特に第二点に關してはそういうことで当然かと思ひます

が、第一点に關しては、製品の高級化という問題ですけれども、これは特恵を供与したことから起る結果、企業がこうむらなければならぬ一つの犠牲だと思つておる。それでなければ、これまでどおりのものをつくつておいて、当然それで成り立つていくものが、後進国から安いものが入つてくる、それだけに日本製品の特殊性をはからなければいかぬ、高級化をはからなければいかぬ、新しい商品というものを開発していかなければいかぬ、品質を高度化していかなければいかぬ、こういふ結果が必然的に起つてくるわけではござい

ただけれども、一応そうしか法律の読み方はない、第一点はこういうことでござい

ます。○古光政府委員 特恵対策の施策の面といたしまして、積極的に近代化、高度化を促進してまいり

ます。○石井(一)委員 念を押すようですけれども、したがって私が申し上げておる通りに、企業自体の

理解を賜りたい。私は業界を代表して御要望申し上げたいのですが、この点いかがですか。

こうむり、そのために近代化、高度化を促進されなければならぬ、急がなければならない業種につきましても、先ほどお答え申し上げましたように、中小企業振興事業団の高度化資金のみならず、近代化資金、あるいはまた機械貸与その他の制度につきましても、集中的に、重点的に施策を投入してまいらなければならないと思っております。いま十分御指摘の線に沿って施策を進めてまいりたいと思っております。

○石井(一)委員 それでは次の問題に移ります。

次の問題は、先ほどおちのちの大先生からいろいろ言っておられた問題であります。要するに、開発途上国にどの国があるか、はっきりした定義がないというふうなお話がありました。私は、一つは中共に対する特恵の問題、それから一つは香港に対する特恵の問題に多少の興味を持っておるわけでございまして、実際、開発途上国という定義が非常にむずかしいと思っておりますが、私の個人的な感觸としては、中国には何らかの方法で与えてやるべきだという考え方を持っておりますし、香港にはそんなものを与える必要は全然ない、そういう考え方を個人的に持っております。しかし調べてみると、政府の態度はどうもその逆のようでございまして、そういう点に關して、どういう経過でそうなったか、またどういう考え方がかということ、ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○室谷説明員 現在、大蔵委員会御審議をいただいております。特恵の内容について規定をいたしました関税暫定措置法の一部改正案におきましては、第一に、国連貿易開発会議の加盟国につきましては、希望がありました場合に一定のスキームで供与する、しかしながら、加盟国以外の地域にあつても、希望がありました場合に限定的に供与を考へていく、供与する場合もあり得るといふ規定になっていくわけでございまして、もつとも、加盟国以外と申ししても一応の限定がございまして、固有の関税貿易制度を有する地域という一つの限定はございます。

先生いま御指摘の点でございしますが、その場合に、中共と香港については特に何か違った扱いをするのではないかと御指摘がございましたけれども、私どもとしては、特にそこに両者に区別を設けるという考えはございません。ともに、一応、両方から希望の表明がありました場合に、特恵制度の趣旨を考へ、また同時に国内の中小企業等に及ぼす影響、それからその前提となります両国の経済的な競争力というものを総合的に十分慎重に検討いたしまして、いかなる形で供与をする場合にはいかなる形のスキームになるかということを検討してまいりたい。原則的には、一応国連貿易開発会議の加盟国につきましては、UNCTADに提出いたしましたスキームによるわけでございすけれども、その場合には、その地域については、一応作業仮説として、含めることの前提のスキームではございせんでしたので、そういう申し出がありましてから慎重に配慮していききたい、こういうことでございす。

○石井(一)委員 非常に官僚的に水の漏れぬような答弁でありましたが、非常にわかりにくい面があります。いまのお答えだと、希望するかどうかということが一点、国内の産業等に対する影響がどうかということ、その国の国際力ということとを考へると、私は両方とも中国には将来与える姿勢でいくべきだという結論が出るだろうし、香港へは与えなくてもいいという結論が出るような気がしてならなかったのですが、まずその中国の問題を一つ取り上げてみたいと思つております。

私が調べましたところでは、非常に政治的制約があります。私は、これはイデオロギーで言っておるんじゃないのです。国内産業を保護するという立場から、中小企業、零細企業の立場から私はものを言っているつもりなんです。中国に六九年度は総額二億三千四百五十四万ドル、品目で五百九十八というものが実績として出ているわけですが、これは多少資料が必ずしも中立とは言えないかも知れませんが、「友好と貿易」という日本国際貿易促進協会の資料から私は申し上げておるわけ

ですけれども、しかし、必ずしも私は中共側に立つてものを言っておるわけじゃありません。

そこで、データはおそらく正しいと思つて、今度この特恵制度が日本の国会で通つたという場合に、国内に対する影響というものを想定いたしますと、これはかなり大きいのです。その五百九十八品目の中で三百九十九品目というものが、中国からの輸入というものを考へるとたいへんな打撃を受ける。中国はまだ国交がないからその国のことまで考へなくてもいいかも知れないけれども、それに關連しておる商社があり、それに關連しておる弱小の企業というものが非常に多いわけ。特に關西地方に多い。そういう場合に、これは何もこの法律の対象にはなりません。もちろん、ならないということはこの法案が明らかにしておるわけですが、ただ、特恵ということとが供与されることによつて国内の産業にそういう影響が与えられることは、これはやはり確かなんです。

それで、原則論に戻りますけれども、ロケットを打ち上げたり何かしているところを見ると先進国みたいに見えますけれども、基本的に中国は、こういう特恵の本質的な筋から考へると、これは供与してやるべき国であるに違いないと思つておる。台湾と比べるとさういふことで、それは、中国のほうがよほど特恵を供与してやらなければならぬ国であると思つておる。それは、いかに政治的な理由でそうならないとしても、その結果出てくる、国内の中共とやっておるいろいろな企業というものがたいへんな日本人です。これは、日本の人々の企業に対しては、特恵から間接的に出てくる一つの問題だと私は思つておるけれども、これは何ら政府の施策として善後措置をとられないのかどうか、この点をまず最初にお伺いしたいと思つておる。

○室谷説明員 お答え申し上げます。

中共と他の近接の発展途上国との間における関税面での差が生ずる、そこで特に中共の商品を扱っておる業者に非常に競争上大きな問題を生ず

るのではないかと、いろいろな御指摘だつたと思つて、かつてケネディラウンドにある関税引き下げにつきましては、それらの間の格差を是正するという意味で、国内のいわゆるケネディラウンドにある協定税率の適用できない国に対して、中共であるといふことを問はず、いわゆるガット加盟国とか、あるいは協定税率の適用されない国に對しまして、暫定税率というものを協定税率に合致することによりまして、實際上さういふ格差の是正を今日まではかつてない事例があるわけ

でございます。ただ、特恵関税の場合にさういふ形における是正といふことは、実は技術的に困難がございまして、わが国としてはガットの原則に従つて、関税につきましても、特定の国に対して特定の扱いをするという考へをとっておりませんで、一応グローバルな原則にのっとりやっております。この特恵関税につきましても、KRの均てんと同じ措置を一方的にとつてまいりますと、どうして中共だけあるいは北朝鮮だけというふうなかつこりにはまいりませんで、結果的には、いわゆる特恵関税といふことでなくて、固定関税あるいは暫定関税、税そのものを変えていくという形になりまして、それは同時に先進国に対する関税も変えていくということにならざるを得なくなりまして、さういふ形になりますと、特恵制度の意味がなくなるわけでございまして、KRの均てんというふうな形ではあはれません。したがつて、もしその間を差を縮めるといふ前提に立ちますならば、やはり特恵関税を供与するかどうかという考へ方にならざるを得ないわけでございす。

そこでその場合には、やはり午前中にも議論がございしたけれども、国際的な自己選択の原則に従つて、やはり特恵を供与する場合には、その原則のもとに於いて検討していくという結果にならざるを得ないということ、御理解いただきたいと思つておる。

○石井(一)委員 私が聞いておりますのは、それじゃ中小企業庁長官、要するに特恵を供与すると

いうことが決定されることによって、少なくとも国内の業者にある程度の被害をこうむるという、これは第二の例なんです。ところが、この法律には全然関係がないわけで、この法律ではいまの場合救済がないわけですね。

もう一ぺん説明しましょうか。原則的ないまの政府委員の説明、非常に抽象的ですが、やはりいろいろな関係から、グローバルないろいろなこれまでの経過から、中国は一応対象にしてないし、また希望もなからうというところが推察されるのです。そういうことをおっしゃっていただきませんか。私も、私はそういうふうに理解をまず第一点でいたしました。その次に、そのことによつて、これまで特惠という問題がでてこなければ、それに關係していろいろやっておったこの商社なりいろいろの関連の企業なりというふうなものがたくさんあるわけですが、この制度が成立することによつて、確かに被害をこうむる、しかしそれはこの法律の対象にはならない、そういうことです。ね。ちよつとお答えいただきたいと思うのです。

○吉光政府委員 中国に特惠が供与されますれば、この法律の対象になるわけでございますけれども、一般的に、あるいは輸入自由化でございますとか、輸入関税引き下げとか、そういうふうな形で自由化体制が進んでおりますけれども、そのことのみによる理由の場合には、この対象にはならないわけでございます。

○石井(一)委員 いまの政治情勢で私はそれ以上、言いたいことはありますけれども、そういう政治問題を抜きにいたしまして、やはりそれだと、これに関連したいろいろな中小企業に対する非常に大きなあらしといえますか、波が押し寄せてくるわけでありまして、先ほどの第一点では、近況法その他でカバーするということで予解しましたけれども、この第二点に關しても、やはり全般的な通商政策といえますか、中小企業政策の中に、そういうふうなものも法律でどうこうしてくれというのではありませんけれども、十分にひとつ彼らの立場というものを理解して、中小

企業政策を進めていただきたい、こう思うのでございますが、いかがですか。

○吉光政府委員 先ほどのお答えがちよつと舌足らずであつたかと思ひますので補足させていただきますのでございますが、中国から輸入される中国固有の物資と申しましようか、ほかの国にはございませぬというふうなものでありますと、実は中国に特惠が供与されませんとこの法律の対象にならないわけでございますけれども、たとへば中国には特惠は与えられなくとも、これはたとへばの話でございますが、他の国から同じような産品が入つてまいっているというふうな状況でございます。先ほどの考慮はしておりませんので、特惠の供与による影響というふうなことで読み込めると思ひわけでございます。これが第一点、さつきのお答えをちよつと補足させていただきました。

それから第二の、いま御質問ございました、一般的に関税を引き下げる、あるいはまた輸入を自由化するといふふうなことににつきましては、従来一般的に転換対策といふふうなものを準備いたしておたわけでございますけれども、これはたとへば中小企業金融公庫で申しますならば、限度額八千万円に対して三千万円を上回したしまして八千万円までとか、あるいはまた構造改善準備金等の積み立ての問題でございますとか、それでさらにその準備金から転換交付金を出すというふうな制度、そこらのところの制度は準備されておたわけでございます。したがって、現状におきましては、それらの制度を活用していただくというふうなことになるかと思ひわけでございます。

ただ、いまから後のいろいろの国際環境の変化、その他非常に目まぐるしい動きも出てまいろうかと思ひます。したがって、そういうふうな事態を前提に置きまして、現行制度の拡充につきましては、私どもとしてはやはり配慮してまいらなければならぬ面も多分にあるかと思ひております。

○石井(一)委員 いまに關連いたしましたして、他が先進国で、アメリカとかE E C諸国あたりが中国に対して特惠を与えようとしておるかどうか、この動きをごく簡単にひとつ教えていただきたいと思ひます。

○室谷説明員 現在、中国に対して公式に特惠を供与するということを表明した国はございません。また、絶対供与しないということもはつきりわかつておりませんで、まあそういう段階でございます。

○石井(一)委員 私が調べたところでは、たとへばカナダが非公式に特惠を与えるということを表明したようでございまして、それからヨーロッパの諸国が非常にそれに同情的である、そういう動きがあるというのですが、その点はいかがですか。

○室谷説明員 カナダにつきましては、公館筋の情報で、公式見解というよりも個人的な見解として、当方が接触いたしました向こうの相手方が、特惠供与についてカナダとしては考えざるを得ないのだからどうかという感触を漏らしたというふうに聞いております。

E E Cにつきましては、私としてはそういう情報を持ち合わせておりませんので、お許しをいただきたいと思います。

○石井(一)委員 それじゃ次に香港の問題でございまして、これはまあ国じやない、地域であります、どこから考えてもちよつとデベロップングカントリとはとれない地域だと私は思ふのです。一番重視しておられるのは、おそらく国際親善という意味か、あるいは向こうが希望しておるというその条件を非常に重視しておられるか。しかし先ほど、えんきよくに、中国の特惠問題について、もつとつと調べれば問題がたたくさんあると私は思ひます。したがって、ごく一部をうり非常に苦しい状態を訴えられた業者があつたもので、この香港はもつと日本の中小零細の生産

企業に大きなダメージを与える非常に大きな問題だと私は思ふのですが、この香港に対する特惠の問題の見直し、また考え方はいかがですか。

○室谷説明員 香港につきましては、先生御指摘の要請がなされていることは事実でございます。また御指摘のように、香港の製品につきましては、ものによりまして、雑貨、繊維等につきましては、かなり強い競争力を持つてゐるものがあることは事実だと思ひます。したがって、先ほども申し上げましたように、香港に対する特惠供与について検討いたします場合には、それらの点を特に慎重にやはり考慮していかねばならぬというふうなことを考へておる次第でございます。

○石井(一)委員 そうすると、香港は対象にしない、こういうふうにとつてよろしうございませうか。その辺はいかがなんでしょうか。

○室谷説明員 ちよつと舌足らずで誤解がございましたのでございまして、香港島の地域につきまして特惠を供与する場合には、関税暫定措置法の、現在御審議いただいております内容によりまして、一般のUNCTAD加盟国に対するスキームと違ひまして、やる場合には限定的な適用をする、つまり現在一般的な特惠スキームでは例外品目と計上されておるわけでございますが、限定適用という意味は、逆に申しますと、先ほど申し上げましたような観点からさらに例外措置を考へてまいるということでございます。

○石井(一)委員 私は、この香港に關しては、私の地元のクリスマスデコレーションとかクリスマスリースターの業界からの苦情を聞きまして、これはほんとに政府の施策で救済するものなら救つてあげたいという気持ちを非常に強く持ったのですが、おそらく、先ほど人遺真珠の話がございまして、これに与えるか与えないかということとこの業界は壊滅状態に入るかというふうなことになり得ると思ひます。したがって、やはり対象になる国というのに対して、なかなか開発途上国という規定がむずかしいようございませう。

それからはずされるというふうな事になった場

そこで、先ほど長官からお話のございました近

して九千百七十七件、それから融資額にいたしま

して千三百七十八億三千万円というものが、この近代化貸し付けという事で貸し付けを行なわれております。

先ほど御指摘の中にもございましたように、まず資金ワクの問題でございますけれども、私どものほうにも、資金ワクが少し窮屈である、もう少し思い切った貸し出しワクをふやしてもいい、こういうお話をしばしば承っております。特にこれは年度の境のときにふやういような話がいろいろございます。したがって、できるだけ弾力的な措置によりまして金融をつないでまいるというふうなことを考えておりますけれども、やはり基本的には近代化促進関係のワクそのものを大きくするということが必要になってくるわけでございます。年々、この指定業種に合わせまして、予算編成の段階におきましてこの近頃の指定ワクにつきましても拡充をはかってまいっておりますところでございます。もちろん来年度関係につきましても、これでも十分足りるというほどのことではないと思っておりますけれども、しかし従来の資金量に比べますれば、相当豊富な量を準備いたしましたというふうな感じがしております。

それから、三十八年度にこの制度が出発したわけでございますが、そろそろ全体として見直すべきじゃないか、こういう御意見でございます。実は、私どものほうで追跡調査をやっております。過去に一番早く指定して、すでに五カ年経過したもの、そういうものをまず先に取り上げておるわけでございますが、この五カ年にどれだけの効果をあげ、そしていまだうなっておるかというふうなあとづけの調査を現在やっておりますところでございます。この月末までぐらいには一応の処理がつかますので、それを前提にしまして全体の集計作業にかかってまいりたいということで、実はこの計画が立てられ、それに従って実行が行なわれておったわけでございますけれども、厳密な意味でのあとづけ調査、追跡調査というものはできておりませんので、これをいま急いでやっておりますところでございます。そこらの総合的な結果を見ま

して、さらに改めるべきところは改めてまいりたいというふうな方向で処理させていただきたいと思っております。

○石井(一)委員 ぜひそれをやっていたいただきたいと思つておられます。おそろしく七、八年の間には、これだけ経済情勢も変わつてきておるわけでございますから、新しい国際情勢、自由化の問題、特恵の問題というふうなことも考えまして、私はここで大きく中小企業政策を転換していただきたい。近頃法も十分そういうところまで行き届いたものになつておるかどうか、多少疑問だという時期に来ている、こういうふうには私は判断をいたしております。

それと、この特恵問題に関連いたしまして、いまのケミカルシューズ、ケミカル産業の業界の問題でございますけれども、結局これは高級品化を進める以外にしかたがないです。いままでどおりやっておりますけれども、例外品目にされておりますけれども、結局生きる道はそうだとする先の見通しをしております。技術なりなんなりはできるのですけれども、結局、中小企業者というものは力が弱いために、資金面その他の面でどうしてもできない、大企業のようにいかないという弱さがあると思うのです。だから結局、高級品化なり、差別化を進める。この暫定措置法でなくとも近頃法で、十分その近代化の体質がどんどん進んでいくということを進めていただきたい。

それと同時に、さつき言っております、いわゆる担保の問題であるとか返済の問題というもののに對しても、思い切ったワクを広げていただかぬと、いま近頃法の適用をうんと受けて企業がうまくいっているというの、その業界の中でもごく一部、よほど資産内容のいい、中小企業の中でも非常にA級でないといかぬ、こういうふうな結果になつてきておるようであります。ひとつその点で中小企業政策の再検討ということを、私、特別お願いを申し上げます。

それからもう一つ、特恵に關係して業界が問題にしておりますのは、海外の市場調査、それからその商品のPR、見本市その他、これもいろいろジェトロを通じてそのほかいろいろなことを通じてやっておりますことはわかります。私のほうにも資料は十分届いております。そこで、同じような中小企業の代弁ばかりするようですが、どういふところかと申しますと、大企業なりその他のものは、ほとんど先手先手と遠く離れた海外へも投資もでき、調査もできるんです。ところが、そういう小さい企業だと、いまの制度では、どうもジェトロの場合でも半分は業界が持たなければいかぬというふうな制度になつておるようです。そういういたしますと、結局何と申してそこまでの余裕がない、その場その場のどんぶり勘定で仕事を繰り返していかなくちゃいかぬということなんです。このジェトロを中心とした輸出振興、海外へのPRというのに対して、中小企業の問題はどういうふうなやっておりますか、考えておられるか、ひとつお答えいただきたい。

○原山説明員 ジェトロは、従来も中小企業の輸出振興に最重点を置いてまいりました。いろいろなことで運用しておりますが、先生御指摘のとおり、今後ますますこの問題は重要になってまいりますので、施策の最重点に置かしていただきたいと思つております。具体的方法としては、まず海外で業界と共同の施設を持つて、市場調査とか流通関係の取引調査、あるいは宣伝、アフターサービス等を行なわせたいということで、現在アメリカにおきましてニューヨーク、シカゴ、あるいはヨーロッパでヘンブルグ、アムステルダムというふうなところに、雑貨関係の共同施設を持つております。また軽機械関係では、ニューヨーク、ジュネッセルドフ、ロンドン、バンコク等の施設を運営しております。

それから次に、先生御指摘の海外のマーケティングの問題ですが、来年度一億六千一百万円で予算を組んでおります。この中で二つございまして、商品の多様化、高級化あるいは市場の多角化をはかる、こういうふうな戦略的な目標に對しましては一〇〇%負担して実施していきたい。そのほか一般的な問題については、半分業界に持

ていただいて、半分ジェトロが持つていくという制度で運用したいと思つておりますが、実際に応じて、中小企業の負担能力等を考えまして、一〇〇%の方法を活用いたしまして、商品の高級化、多様化につとめさせていきたいというふうな思つております。

なお、そのほか市場調査員の派遣の負担を半分持つとか、あるいは優良ディーラーの発掘、登録のためとか、あるいは輸入制限運動の早期発見をするとか、あるいは取引のあつせんをするとか相談を行なう。各方面の仕事を通じて、中小企業のサービス機関としてジェトロを活用していただきたいというふうな思つておるわけであります。

○石井(一)委員 いまのお答えなど聞いておりますと、非常に適切で、ほんとうに通産省にいたしまして、中小企業庁にいたしまして、いま与えられておる予算なり法律のワクの中では、一生懸命そういう業界の伸展のために努力しておられる、これは私、正當に評価したいと思つております。ただ、時代の流れも非常に早い、国際化の動きも非常に激しくなつておるときに、そのいまあるワクだけではこれはだめだという時期がもう来ておるように思ふんです。あらゆるところに中小企業がばたばたと倒れていかなければいかぬというのは、やはりそういうところの問題があるものであつて、極端な言い方をしますと、特恵暫定措置法というものは、重患者になつてしまつて葬式を出すときの葬式代を出してやるというふうな文章にも見えるわけであつて、それよりも患者の病気の程度がもつと改善のできるときに、先に先に政府が政策の中にそういうものを先行投資していかぬ。そういう面では、何も政府委員にばかり文句を言うんじゃないに、自民党も大いに反省しなければいかぬというのを、私は業界のほんとうの末端の業者の皆さん方と話をしておつて、つくづくそういう責任を私自身も感じております

のほかに一般的な問題については、半分業界に持つていただいて、半分ジェトロが持つていくという制度で運用したいと思つておりますが、実際に応じて、中小企業の負担能力等を考えまして、一〇〇%の方法を活用いたしまして、商品の高級化、多様化につとめさせていきたいというふうな思つております。

が、しかしそういう面で、法律内で、あるいは予算内でやっておられることに対しては高い評価をいたしますけれども、ひとつ角度を変えて、こうしていただきたい。それでなければ、いま政府はこれだけ物価でだんだんだんだん追いつけられず、低物価政策をとらざるを得ない。どこからでもい、安いものを買おうとする。それをまた輸入するような業者なり商社というものはたくさんある。そうすると、中小企業はもうつぶれる以外に方法はないというところに結果は迫り込まれていく。私は、これがただ単なる小手先の解決ではないかという基本的な問題があると思いますが、政務次官、このことについて、いかがでしょうか。

○小宮山政府委員 石井先生のおっしゃること、私もほんとうにそうだと考えます。確かに、予算面でも政策的にも、この変わり行く激動する経済社会の中で中小企業をどういうふうに救っていくかという問題は、非常に重要なことだろうと思います。また反面、中小企業もその激動する社会というものを十分認識する必要がある。これについては、政府も今後とも十分PRし、事態を十分認識していただく。そういう意味でも、政府、民間、中小企業政治団体等が一緒になってこの危機を乗り越えるということが必要かと考えております。先生の御意見、全く同感でございます。

○石井(一)委員 先ほどの基本的な問題はひとつ大いにお願いをしておきまして、次官の在任中にひとつ一歩前進をさせていただきたい。強く要望しておきたいと思っております。

先ほど申しあげますケミカル産業その他の、日本のそういう非常にいい技術を持った、あるいは新しく日本の力で開発をやったというものを、私はほんとうはもう少し海外進出をしようとして、外地での安い労働力なり何なりを使うことによって、彼らが国内だけでひしめき合うということだけでなしに、そういうことを政府は今後さらに考えていくべきだ、こういふふうに考えておるのです。ここでもやはり、力がある企業というものはほとんどそういふことができますけれども、

中小零細の場合には非常にできにくいという面があります。海外進出に対して調査その他、これはジェトロの活動にも大いに関連が出てくるわけですから、この辺について新しい今後の見通しなり何なり——今後は特恵その他で影響を受けてくる日本独特の産業に対しては、そういう方向へも持っていくべきという希望をお持ちですか、いかがですか。

○古光政府委員 お話のように、だんだんと経済社会が非常に開放的になってまいって、まさに海外の安い労働力をフルに生産の中に組み込んでおくというふうなことも当然に必要になってまいってくるわけでございます。これは大企業と中小企業とを問はず、やはりそういう方向で、長期的な目で海外進出、発展というふうなことも考えざるを得ない段階にまで来ているというふうに考えるわけでございます。

そこで、中小企業に關しましての海外の市場調査その他等につきましては、あるいは商工会議所、あるいはまたジェトロ、それらの機関を活用していろいろの情報を集め——実は日本商工会議所でこれに相当した機能を持つておる部署もあるわけでございます。海外から日本の企業の進出を望むそれらのリストを、日本商工会議所のほうに備えておきます。また同時に、海外に参りたいという中小企業者の方々も、日本商工会議所のほうに行けばそれらのリストが提供されるというふうな点もございまして、そういうふうなことで、実はいま日本商工会議所を媒体として、あるいはまたジェトロを媒体として、そこらのいろいろの海外情勢等について情報を得ておるわけでございます。ただ、これが海外に出てまいります場合は、その出てまいります国の経済情勢、あるいはまた法律制度、あるいは民情その他等につきましても十分に承知した上で、しかも相手国と協調して向こうで仕事をやってまいる、こういう心がまえが非常に重要になってまいるわけでございます。そういう点につきましても、いろいろとこれらの

機構を通じて、あるいはまた、中小企業団体等の機構をもさらにあわせ用いまして、情報の提供につとめておるといふのが現状でございます。○石井(一)委員 これから本論の法律に入ろうと思っておりますが、あまり時間がないようですから、簡潔にお答えください。私の二、三聞きたいところだけ聞かせていただきたい。

第六條の「課税の特例」について。減価償却資産の耐用年数の特例は認めておられますけれども、他の資産については何ら触れておられない。これはおそろしく認められないと思われのです。が、これだけではちょっときびしいのじゃないですか。まだ少しありますから、どうぞひとつ簡潔にお答えいただきたい。

○古光政府委員 この「課税の特例」につきましてはどういふ制度を準備すべきかという点につきまして、準備の段階ではあれこれと検討をいたしたわけでございます。こういう償却の特例という問題もございまして、あるいはまた準備金制度というふうな構想もございました。その他いろいろの税制、制度等につきまして比較検討を行なったわけでございます。そしてその結果、実は減価償却資産につきましても早期償却という特例措置を設けることにいたしましたわけでございます。これは事業用機械、装置、それから構築物、そのすべてが入るわけでございますが、これらにつきましても償却期間を短縮し、企業の内部留保の積み増しをはかろうというふうなことでやったわけでございます。まして、平年度ベースにいたしまして大体五億程度の減税額が現在見込まれております。これらの実効を見ました上で、新しい税制措置を併用する必要があるかどうかはさらに次の段階で検討させていただきます。と思っております。

○石井(一)委員 従来の事業を廃止した場合の清算所得に対しては課税を免除されないのですかね。転業計画が不可能になってくるのじゃないかと思うのですが……

○古光政府委員 この場合におきましては、実は会社を解散して新しい会社をつくるというふうな

感じではなくて、従来の会社組織のままで事業内容を変えていただくというふうな、また、それが通常ではないだろうかと、したがつて、先ほどの御指摘の点については準備をいたさなかつたわけでございます。

○石井(一)委員 それから次に、さつきちょっと長官が触れられました特恵で準備金制度を通過省の方針として打ち出しておられるのです。去年の六月に、特恵供与に備えて輸出にたよっている企業に対して税制上の優遇措置の特恵対策準備金制度を設けることをきめ、近く大蔵省と折衝を始める。輸出額の一、二%というのですから、これは企業側にとっては相当あたたい措置だと思ふのですが、この制度はどこへ消えてしまったのか、その後どういふふうになったのか。

○古光政府委員 確かに昨年、特恵対策を準備いたしましたときに、税制面として準備金制度を検討いたしましたことがあるわけでございます。実は結果的には、この準備金制度が現在御提案申し上げております償却資産の早期償却というふうな制度に変わつたわけでございますけれども、準備金制度になりましたと、これは御承知のとおり、一定の率を前提として相当長期にわたつて金を積み立てていくというふうなことが必要になってまいるわけでございます。そういう場合、特恵対策として、どれくらいの期間かればどれくらいの準備金がたまるかという期間の長さとの関連の問題がございまして、むしろこういふ早期償却制度にいたしますと、自分のほうで短期に償却ができるというところで内部留保の積み増しができるというふうなことになるわけでございます。いずれもよく似たような機能なんだから、いさすけれども、財政当局とも御相談して、最終的にはこちらのほうがより有効であろうというふうな判断で、こちらのほうの新しい制度に切りかえ、現在御提案をいたしておる、こういう次第でございます。

○石井(一)委員 廃業のときの補償ということ、ほんとうに悲惨な話だと思ふのですけれども、業者の人から今回も私は耳にしましたが、た

とえば、どうしても店を締めてしまわなければいかぬ場合に、退職金資金であるとか、事業主に対する一時の生活保障の問題であるとか、そのほか、そこに置いてある機械だとか在庫品だとか、そういうものに対する買い上げだとか、これは彼らの立場から見れば、特恵という問題が新しく起こってきたために、自分たちがまじめに勤めておいて、別にミスもなくてやっておいたのにこういふ措置になってきたという印象になっていると思うのです。気持ちとしては、この法律では、なかなかそこまで実際の問題として見れない面もあるだろうというところは、私よく理解できませんけれども、そういう点について、私は食管会計と結びつけるわけじゃありませんし、都市議員だから言うんじやありませんけれども、休耕しても政府はちゃんと補償しているのです。そういうことから考えますと、特恵からくる一つの損害というものに対して、もう少し前向きに考えていただいてもいいんじゃないかと思いますが、その辺一括して簡潔にお答えいただけますか。

○古光政府委員 この法案におきまして、そういう廃業だけを取り上げている規定は、実は八条の規定、いわゆる労働者対策と申しましようか、これが廃業等を前提とした——これは廃業だけではございませぬけれども、規定であるわけでございます。そういう意味での雇用対策等につきましましては準備をいたしたところでございすけれども、御承知のとおり、一般的に廃業対策といたしまして——これは転産と申しますよりは、むしろ廃業対策というふうなことで現在やっております。中小企業近代化資金等助成法、この体系の中に構造改善準備金を組み立てまして、この積み立てについて税法上の優遇措置を与え、その積み立てられました準備金を廃業交付金として同業者内で交付する、こういうふうな制度の促進をはかっているところでございますけれども、もちろん業界いかによりましたら、こういうふうな準備金制度だけではなかなかうまくいかない、こういう問題もあらうかと思ひます。たとえば繊維の

繊維の買い上げのような問題、あるいはまた石炭対策のような問題、その業界の実情によりましては、一般的の施策だけでは処理し切れない、そういう問題も起こるであらうことは御指摘のとおりであらうと思うわけでありまして、特にそういう問題のあるような業種につきましては、やはり業種の実態に即しまして、あるいは特別の立法をするとか、あるいはまた特別補助金制度を設けるとか、そういうことが行なわれなければならぬ場面も出てくるであらうというふうには考えております。ただ、このような特別立法を設けたり、あるいは補助金制度を設けます場合には、いわゆる新規参入がどんどん行なわれ、そしてそれがどんどんやめていくというふうなことであれば、これはどうして補助金を出しているのかという、出す根拠がきわめて薄弱になってまいるわけでございます。一般的な場合、営業自由の原則の中でそういうような制度がどこまでとれるか、非常にむずかしい問題があらうかと思ひます。むしろ、そういうような意味での新規参入をストップする、新しい事業者が入ってくることをストップするところまで準備して、そしてそういうふうな交付金等を交付するかどうかという問題にまで展開してまいる問題じゃないかと思ひ次第でございます。今回の一般的な措置法の中にはそこまで含めるのは少し困難ではないであらうか、こう判断いたしましたわけでございます。

○石井(一)委員 まだまだ聞きたいこともございすけれども、要するに私はごく短期間に、地元産業のケミカルシューズなり人造真珠なりクリスマスリースター、それから一部の中興貿易商社の皆さんに聞いたんですけれども、まことに問題が多い。そしてこれはほんとうに氷山の一角だと思ひます。なお日本の軽工業や雑貨、そして中小企業、零細企業に、いろいろな意味で直接、間接に影響を与えているのです。先ほどの未確定の御答弁を聞いておりましたも、まだまだ未確定的な要素を含んでおる面はたくさんあらうと思ひますけれども、これまでも中小企業政策には

非常によくやっていたいておることはわかりますが、特にこれは、法律がきまつてしまつたからこれしかどうにもできないのだというふうなことでなしに、運用面で十分に、その特恵の影響を受けた人々の立場に立つてひとつ運用をしていただきたい、このことを特別にお願いすると同時に、先ほどから申し上げております中小企業政策に対する基本的な考え方をあらためて御検討をいただきたい、これも御要望申し上げまして、以上で終わらせていただきますと思ひます。

○八田委員長 松尾信人君。
○松尾(信)委員 重複を避けて質問してまいりますが、まず農産品の関係で農林省に聞きますけれども、農林省いらつしやいますか。——い

では、最初に関税行政の問題につきまして、二、三質問を重ねていきたいと思ひます。シーリング枠であるとか、または農産品につきましても特恵をやらなくてはならないとか、いろいろの問題が出てまいりますけれども、現実輸入された品物を、シーリング枠だとか、そういう面からからませてチェックしていくのが一体どういう機関であるか、それからどうのようにしてそのようなチェックをしていくのか、こういう問題をまず総括的に関税局のほうからお答え願ひたいと思ひます。

○平井説明員 お答え申し上げます。
現在のわが国の特恵供与に關しますスキームは、農産物と鉱工業産物とによつて差がございすことは御承知のとおりでございます。農産物につきましましては、特定の五十九品目に限つて特恵を供与いたしました。ただしこれは、原則として無制限に供与いたしました。特別に国内産業に被害が生じた場合にだけこれを停止するという形をとつております。これに對しまして、いわゆるB T Nの二五類以降の鉱工業産品につきましては、御承知のようにシーリング方式をとりまして、一応品目別にそれぞれのワクを設けまして、そのワ

○平井説明員　お答え申し上げます。

していきたいと考えておるわけでございます。た

○松尾(信)委員 そのセンターに集まつた毎日の

○平井説明員 最初に関係官庁との連絡の問題で

次に、確かに御指摘のように、特惠関税の実施

うちで二百八十一、雑貨につきましては百二十四

○松尾(信)委員
いま数字的なお話がありました

○平井説明員 先ほどもちよつと業種別に申し上げ

○松尾(信)委員　そうしますと、原材料の輸入の

○平井説明員 先ほど来御指摘がございましたよ

にどのような形で影響が具体的に出てまいるかと

○松尾(信)委員　どうも従来、関税制度の運用の

話はちよつと飛びますけれども、非常に物価と

て、物価と関税の問題を積極的に取り上げなければ

度はこの点については、一応関税改正の大きな柱として四十六年度に取り上げたところでございます。

たとえ一般的な施策といまして、ケネディラウンドの九月月間の繰り上げを決定いたしました、この四月から最終段階まで持つてまいることにいたしております、これによりまして、一般的な対象品目の平均輸入価格は約一％程度下がるであろうということも期待されております。さらに、閣僚協議会等で問題になりました品目等を中心といたしまして、約三十八品目につきまして、物価対策の観点から関税引き下げをやっているところでございますが、ただ何と申しまして、これでもって物価対策が終わったというわけではございませんので、今後におきましてもその方針はさらに進めていく必要があるであろうというふうにも考えておりました、生活関連物資を中心にいたしまして、今後とも努力を重ねてまいりたいと考えている次第でございます。

○松尾(信)委員 先ほどいろいろの輸入品のチェックの問題、これはおもにシーリング枠の分であらうとおっしゃいましたけれども、農産物関係でありませんか。というのは、これは八条の三の緊急関税ですかね。緊急関税の発動するとすれば、やはりちゃんと輸入数量というものをしっかりと把握していかなぬといかぬのじゃないか。それと、過去にそのような八条の三の発動があったかどうか。それと、今後この特惠関係でいろいろ複雑なデリケートな問題、影響がありますので、今後はそのような八条の三、緊急関税の発動というものを考え、またそれを実行していく考えがあるのかどうか、この点、あわせて聞いておきます。

○平井説明員 確かに先生御指摘のように、私も説明に不足しているところがございますして、農産物につきましても、やはり輸入が急増し国内産業に相当の被害を及ぼすような場合には、緊急関税ではございませんけれども、緊急関税的な関税措置をとりまして特惠を停止するという問題が起つてまいりますが、そのためには統計上常に管

理を行なうことは当然でございまして、私どももいたしましたが、もちろん、第一線の税関からの輸入状況につきましては、常に注目を怠らないようにいたしたいと考えております。

それから過去に緊急関税制度の発動があったかというお尋ねでございますが、現在まで、法律上定められております関税定率法第九条の二のいわゆる緊急関税制度につきましては、発動の事例はございません。と申しますことは、いずれかと申しますと日本の産業構造自体がむしろ対外的に輸出を指向していくような形で推移してまいりました、そういう必要が現実には起こらなかったというところが基本的な原因であらうと思っております、何と申ししましても、一方では後進国等の迫り上げ等もだんだんときびしくなっております、今度日本も、これから緊急関税を発動していかなければならない事態も出てまいろうかと考えております。したがいまして、最近、各省の連絡協議会等を設定するなど、その点の監視についてはおさおさ怠りないようになりたいと考へ、措置いたしておるところでございます。

なお、これとは別に、特恵供与の対象につきま
しては、ややゆるやかな形で緊急関税的な措置が
とり得るようにいたしておりますのは、先生先ほ
ど御指摘の農産物についての八条の三でございま
すし、さらに鉱工業產品については八条の第五二
項という規定が、それぞれ関税暫定措置法で規定
されておりました、その規定の運用につきまして
遺憾なきを期していきたいと考えておる次第でご
といます。

○松尾(信)委員 大体、関税関係につきましては
以上で終わります。

農産品に移ります。これはいろいろな苦心があつたろうと思うのでありますけれども、農産品に対する特恵の実施と国内農業の保護という関係でどのような配慮がなされたかということをまず聞きたいと思ひます。

○吉留説明員 出席がちよつとおそくなり御迷惑をかけまして申しわけございません。

いま先生御質問の、国内農業と農産物についての特惠供与の關係でございしますが、特惠と申します考え方が、そもそもの出発点として、製品、半製品というようなものを中心にしたしまして特惠を考へようではないかということから出発したと

て、いわゆるBTNの一二四類に属します農産物については、先生御承知のいわゆるボジリストという方式をとりまして、国内産業等との関係を十分考慮して特惠を供与し得るものをボジリストとして供与をする、こういう考え方で先進国の間の合意ができて上がっておるわけであります。そういう観点からいたしまして、わが国の場合におきましても五十九品目の農産品の特惠供与をいたしておるわけでありますが、この品目の選定あるいは関税のカット幅というものにつきましては、国内の農業との関係を考慮し、同時に後進国からの要望というものも配慮しまして、できる限りそういう後進国側の要望に沿いたいということで、たとえば熱帯産品のカカオバターでございますとかパーム油といったようなものを中心にあつたして、できるだけ多くの産品について無税の供与あるいは五〇％のカットというふうなことをいたしておるわけでございます。この一次産品についてわが国の特惠供与は、米国はちょっと別でございますが、EEC、イギリス等の横並びの関係をみてみましても遜色はないであらうというふうに私どもは考えております。

所得の増大、やがて工業化へ進めていくという
ような考え方がもとと特恵にはあるわけですか
ら、そういう観点からの、途上国の中での後発国
に対する配慮、そういうものは今度はどうのよう
にされたか、この点を聞きたいと思います。

○室谷説明員 今度の特惠供与による先発後進国と後発後進国との関係の御質問かと思いましたが、わが国が特惠のスキームを策定するにあたりましては、特に後発であるから、あるいは先発であるからというような配慮はいたしませんで、一律に、平等に国内産業との関連を考慮しつつ全体的に考えてまいりました。ただ、先生御指摘のように、実質的には、先発後進国の競争力というのが、相対的に後発後進国よりはすぐれているという面がありますので、先発後進国に有利に働くということは事実かと思えます。国際的な場におきましても、特にその点についてと申しますか、後発後進国から、後発後進国に対する配慮を十分にするようにというような意向が非常に強く述べられておったわけでございますけれども、具体的な形では具現しておらない。ただ、先ほど農林省からもお答えが出ましたように、特に熱帯産品については、日本をはじめとして各国とも相当考えたという意味においては、後発後進国の立場をその範囲において考えていたというふうに申し上げていいかと存じます。

○松尾(仁)委員　大体考え方はわかるわけであり
ますけれども、結局、後発国というものに對する
恩恵が特惠制度からいつてないのじゃないかとい
うことです。そのためには、やはり一次産品と
いうところ、ところに大きくウエートがかかつてい
かなくては、所得の増大とか工業化ということを言
つても、それは現実にはなされないことになる。で
ありますから、農産加工品というより、なかには
一般の工業製品というものの中に格差を考えたよ
うな考えがあるかどうか。そういう一次産品の少
し進んだもの、後発国にあるようなもの、それを
少しでも輸入をふやしてやろうというよりな配
慮がなされたのかどうか。一律一体に、同じ途上
国と

うふうになるかという影響は、いま予測は非常に困難であらうかと思いますが、やはりその影響も受けていくのじゃないか。両々相まぢまして、アメリカにおける関税割り当てでうんと現地

が困つておる、さらに特恵の追い打ちを受けるというよりな問題からいっても、現在非常にどうとかがしてくれと言つてきておるわけでありますが、その金属洋食器に対してすでに与えられた措置、こういう面によつてやつたというのを、さういふ面について、さらに今後はこのようにやつていくつもりだという具体的な計画があれば、それもここで述べていただきたいと思います。

○藤谷説明員 金属洋食器製造業に対して現在まで与えられた措置といつたしましては、昭和四十四年の九月に中小企業近代化促進法による特定業種の指定を行ないまして、これに基づきまして、企業の集約化、生産の省力化、品質の高級化を中心とした構造改善計画を推進しております。これは昭和四十四年度から四十八年度にかけて実施いたしますこととございます。それから海外状況につきましては、ジェットロの補助を受けまして市場調査、海外展示事業といったものを実施しております。それから四十五年七月には輸出中小企業製品統一商標法、いわゆる統一ブランド法でございますけれども、その指定を受けまして、たゞいまツバメマークの実施について検討を進めていくというところでございます。

○松尾(信)委員 ブランド法につきましても、現地へ行つてみますと、ほとんどバイヤーブランドでありまして、非常に残念ながらこれはほとんど実現ができておりません。

それから、いまいろいろ四十四年にどうだとかおつしやいましたけれども、現実にはそういう業界は苦んでおるわけでありまして、現実の問題としての、具体的にこのようなことをしてやつたというものがあつたかどうか、そのような要望が全然ないのかどうか、現実には何かの要望はないのかということ。全然ありませんか、金属洋食器の關係で。

○古光政府委員 担当部局のほうで何か数字を調査しておるようでございますので、私から総括的にお答えさせていただきますと存じます。

いまの金属洋食器の問題につきましては、御指

摘のようによつて、関税割当で制度の採用というふうなことにございまして、非常に業界としては多くのショックを受けたわけでございます。しかも、現実の輸出数量よりも相当低いところで関税割当でございまして、現地のほうでも相当の混乱が見えたかと思つた。したがういまして、御承知のよう、昨年の暮れにおきましては、特にいわゆる年末金融の對象といたしまして、金属洋食器関係は相当強く金融對象といたしまして、この金属洋食器業界の現状を見合ひよう、特に配慮を三機関に対して要望いたしましたところでございまして、同時にまた、この余波はこの年度末にも参つております。したがういまして、この年度末金融対策といたしまして、金属洋食器業界の現状を十分に見定めまして、あるいは既存の債務についての返済条件の変更問題を含めまして、同時に新しい運転資金に対する融資需要にも配慮するよう、現在指示をいたしておるところでございます。

○松尾(信)委員 要するに、日米繊維の關係で非常に疲弊した、また関税割当の問題で非常に困つておる、それに特恵というやうな問題が出てくるから、特恵の影響がわかつてからどうするんじやなくて、いまのうちに、こういう業種についてはきつちとした配慮がなされるべきである、こういう観点で言つておるわけですか。いま長官から答へがありましたので、それで了承しますけれども、今後ともこの業界につきましましては特別な配慮が必要であらう、これを重ねて要望しておきます。

さらに、先ほども話があつたように出ましたけれども、労働力の關係または賃金格差の關係等で、海外に進出していく企業、それだけの力がある企業、ところが、出ていくと思つても十分にそのような力がないと国内にとどまつてがらばつておる企業、こういうものがあるわけでありまして、今後さらにそれが特恵その他によりまして、むしろ海外に進出して、そしてつづつて輸出競争力をつけたほうがいいんじゃないかというやうなものが

相当出てくるのじゃないか。それは一つの考え方としましては、そのやうな力のある海外進出するやうなもの、国内に残つてがらばつていくもの、とがだんだんまた格差ができてきて、そして国内に残つておる企業というものが非常に苦しくなつていく傾向があるのじゃないか。そういう面について、いまから業界別にきつちと見当をつけ、また指導もして、そして伸びていくものは伸ばす方向に持つていくべきだし、残る分については、それがそのために非常に苦しむというやうなことのないうような転換の政策、こういうものも立てておくべきじゃないかというのが第一点です。次には、要するに途上国との關係でありますけれども、だんだんこちらが技術を高度化する、デザインを進める。途上国が追いつこうとするけれども、いつもこちらはその上を行くというやうな配慮というものは、口先で言われておりますけれども、現実にはどうのやうにそれを考えて取り上げて検討していらつしやるかどうか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○古光政府委員 最初の御質問でございましてけれども、ほんとうに御指摘のやうな事態が出てまいらうと思つておるわけでございます。海外立地いたしましたれば、非常に安い労働力で生産ができるわけでございます。また安い原料も入手し得るやうな、そういう場合も想定されるわけでございます。したがういまして、そういう意味で国内の企業が海外立地した場合、それらの有力な生産要素をそのままフルに吸収したとして、それを武器として競争を行なつてくるというやうなことは、十分考へ得ることであると思つてございまして、したがういまして、それだけにまた国内におります中小企業者も、製品の品質の高級化の問題でございまして、あるいはまた、新しい技術を採用することによりまして生産性の向上その他等につきまして、従前以上の努力が要請されることにならうかと思つてございまして、したがういまして、同時にまた一方におきましては、むしろ事業は他の成長性ある事業のほうに転換するといふやうなこ

とが、むしろ積極的な対応策というやうな、そういう業種も出てまいらうかと思つてございまして。したがういまして、基本的には、従来やつておりますところの近代化、合理化、あるいはまた高度化事業、その他の施策をフルに活用いたしまして、體質の強化をはかつてまいらうというやうなことが必要であらうかと思つてございまして、同時にその場合に、やはり技術力の向上というやうなことにございまして、国の施策といたしまして、来年度施策の中にもそれらの要素を盛り込んで予算、財投等の要求を行なつておるところでございます。それらの施策が重点的、集中的に投入されるということが最も緊要ではなからうかと考へるわけでございます。

それから、第二の問題といたしまして、いまの国内から海外に出てまいりましたものについて関連してお話し申し上げましたけれども、同じやうな事態が、やはり発展途上国製品との關係で当然に起こつてまいらうわけでございます。特に昨今の発展途上国の製品、これは単純に労働力が安いというのみならず、相当近代的な設備を導入して工業製品をつくつておる国がだんだんふえてまいつております。その業種につきましてもだんだんと範囲を広げてまいつております。そういう点からいいますと、やはり日本の企業が海外に出ました場合と同じやうな、そういう意味での慎重な政策的配慮が特に要請されてまいらう、このやうに考へるわけでございます。

○松尾(信)委員 特恵のほんとうの影響は、アメリカ等が後進国に進出して、そのいろいろな原料または労働力を利用して、現地で合弁等の会社をつくつて、そして出てくるということになりましたら、これは防ぎようがないと思つてございまして、何か、アメリカとの合弁企業であるならば特恵の適用は相ならぬといふやうな、阻止する方法があるかどうかですね。そういうことがなければ、

先ほど申しましたけれども、やはり日本としては相当考えなくちゃいかぬのじゃないかということですが、そういう配慮はどうでしょうかね。

○室谷説明員 先進国の大企業が後進国に進出して合併会社等をつくったときの特恵の扱い方について考慮すべきじゃないかという御質問と承りますが、一応現在のスキームの上では、その産品がその後進国において生産されたものであるという証明がなされる限りにおいては、その産品をつくりました企業体が、民族資本であるか、あるいは先進国の資本であるかとを問わず、一応特恵の扱いにされるようになっておるわけでございます。確かに先生御指摘のような、特恵を当てにした先進国の大企業の企業進出というものも予想されるところでございますけれども、発展途上国といったしましては、そういう形態の企業進出も、やはりその国の生産力の向上、経済の成長に寄与するものとして歓迎的な態度をとる限りは、わが国としてはそれを受け入れる。特恵上差別をするということとはやはり困難ではないかというふうに考える次第でございます。

○松尾(信)委員 最後に政務次官にお尋ねします。これはお尋ねよりも決意を聞きたいというわけでありまして、中共に対する特恵の供与の問題であります。先ほど大臣も前向きなお答えがありました。しかし、かつては、去年の十一月には、当委員会でも中共には当然適用するんだというふうな答えがありました。ところがあとで、ケネディラウンドの適用の分と特恵の適用では基本的に非常に異なる問題があるものだから、やや消極的になられたという経緯があります。きょうはまた、やや積極的なお答えがありました。私たちも安心したわけでありまして、やはり中共に対してはいつも門戸を開いておくということですね。これは、手をあげるとかなんとかじゃなくても、特恵に關しまして、常に何かの機会にはそういうチャンスをはからつくるというぐらゐの姿勢もあつてもいいのじゃない

か、こう考える次第です。そしてこのままでありますれば、中共との関係ではやはり現在ケネディラウンドのほうでもまだ残りがありますし、特恵のほうの適用ができませんということになります。貿易というものはますます縮小していく傾向が強いですね。そういう面でも残念でありますので、門戸を開く。その開き方でありまして、よくひとつ政府部内で御検討願ひまして、そうして次官においても、関係次官はそのような姿勢を強く持つて、常に中共に關しては前向きに考えていく。機会あることに政府部内でも発言をしまして、やや消極的になりがちな面があるとすれば、それを押えて、そうして機会をつくるというふうな面でものようにならざるか。これが私の最後の質問でありますけれども、決意、あなたの態度というものをしっかりと表明していただきたいと思ひます。

○小宮山政府委員 中共に特恵を供与するかしないか。まあ特恵供与というのは自己選択の原則というのがございます。手をあげるか、あげないかという問題がございます。先ほど大臣もおっしゃっていましたが、アメリカに特恵を供与するようないことは考えられない。中共が発展途上国なのかどうなのかというところは別といたしまして、私は、もし中共がその原則に従つて希望するならば、前向きではんとうに考えなければいけない。またそれに対して、もしそういうふうなことがあるというところならばどういふふうな対策をとるべきかということも、われわれは前もって考えておくべきだということでございます。

私、現在の気持ちとしては、中共がどういふふうな形で出てくるのか、われわれとしても想像がつかない。しかしわれわれとしては、それがもしそういう形で手をあげるようなことになれば、どういふふうな形で対策をとっていくのかということとを考慮しておく必要があるということを申し上げるだけでございます。

○松尾(信)委員 いま日本政府の姿勢といふことが、非常にかたいですよ。国交回復の問題、貿易

促進の問題でも、でありますから、やはりこれは、あと三年、四年、五年となれば当然開けていく問題だと考えます。そういう点においては、やはり若い次官等におきまして一つの部内における世論、そういうものを形成しながら、三年、五年の先を見通して、どうだ、やはりわれわれの言うたとおりじゃなかったかというふうなものをよくくりなせることが必要ではないか、そういう決意を聞いておるのであります。向この出方がどうだとかこうだとかいうことではなくて、うんと今後のこうあるべき姿というものをやはり描いておいて、それにマッチするような決意で臨んでもらいたい、こういうことなんです。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃる意味も十分わかります。私の言う意味も先生はよく御承知だと思ひます。私自身も中共を拒否するものでもございませぬ。特恵を供与しようということをごちからから申し出るのはいいか、その点はそういう形ではないのではないか。中共がそういうことで欲するならばわれわれは考えざるを得ないというところを申し上げておるのでございます。

○松尾(信)委員 質問を終わります。

○八田委員長 次回は、明十七日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散會

昭和四十六年三月三十日印刷

昭和四十六年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A